

**食品による窒息事故に係る食品健康影響評価に関する
審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成 22 年 3 月 25 日～平成 22 年 4 月 23 日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 331 通（インターネット 302 通、ファックス 4 通、郵送 26 通）
うちインターネットとファックスで同一内容の御意見 1 通あり。
4. 御意見・情報の概要及びワーキンググループの回答

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
1	評価全般	<p>1. 健康影響評価を窒息事故削減にむけての対策に活かすべき。</p> <p>(1) 今回の評価にあたって集められた情報は、現時点での日本の窒息事故の実態が分かるもの。広く情報提供すべき。</p> <p>(2) 特に高齢者と幼児の事故が増加傾向にあるとされている。厚生労働省、文部科学省、消費者庁と連携して高齢者施設、地域の高齢者の集まり、幼児や高齢者のいる家庭に向けて、窒息事故を起こさないような食べ方の注意喚起を行うこと。</p> <p>(3) 特に食経験が浅いこんにゃく入りミニカップゼリーについては「5. 個別の食品（群）による窒息事故の要因（2）ミニカップゼリー（こんにゃく入りのものを含む）」を消費者庁と連携して国民に周知徹底すること。</p> <p>(4) 事業者が食品による窒息事故の低減に向けた対策をとるよう、指導・監督にあたる経済産業省、農林水産省に提言を行うこと。</p> <p>(5) 消費者庁と連携して、注意喚起のための情報のラベル化等を検討すること。</p> <p>2. 「おわりに」にあるとおり今後も調査研究を続けるべき。</p> <p>(1) 厚生労働省、農林水産省、消費者庁等のリスク管理機関と連携して、窒息事故に係る情報収集のためのシステムを確立し、調査研究を進めること。</p> <p>(2) 企業が新しい食品を設計する際、リスク低減を含め健康被害を起こさないよう、調査研究の結果を情報提供すること。</p>	<p>評価結果については、本件の諮問元である消費者庁に伝えるとともに、食品安全委員会としても、食品による窒息事故について引き続き関係省庁と連携して取り組みます。</p> <p>リスク管理措置に係るご意見についても、担当の消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
2	評価全般	<p>1. リスクアナリシスのしくみに則って行われる現在のリスク評価では、リスク管理機関がリスク評価機関に対して、リスク評価を依頼したい内容やその目的を明示して諮問すべきものと理解。しかし、今回の評価書案からは、食品安全委員会に諮問された内容が明確に読み取れない。リスクアナリシスにおいては、リスク管理機関がリスク評価を依頼したい内容や目的について、ステークホルダーである消費者や食品事業者を含む関係者が共有化できるようにすることが重要。また、当初のねらいが明示されていなければ、今回の評価結果が、リスク評価で求められたことに照らして適切であったか過不足はないか等について検証できない。したがって、諮問依頼の理由や内容について、評価書にも具体的に記載すべき。</p> <p>2. ミニカップゼリーを食べる際、吸い込まないように注意表示している商品が多くあるが、注意しても形状によっては吸い込まざるをえないものもある。言い方を変え、日常ヒトが食品を口に入れる際には、箸、フォーク、スプーン等を使って口の中へ物を運ぶことに比較して、ミニカップゼリーは直接口元に接して食べる物。その際に手で押し出す力や吸引する力が加えられる可能性がある。したがって、容器の形状による影響についても検討すべき。</p>	<p>本諮問については、国民生活局（現消費者庁）がこんにゃく入りミニカップゼリーについて更なる対応の要否等を検討するため、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について食品安全委員会に意見を求められたものです。</p> <p>平成21年5月14日の285回食品安全委員会で、内閣府国民生活局より説明がなされ、本審議結果（案）でも引用されている「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」の冒頭に、「欧米諸国等では、死亡事故を受け、こんにゃく入りゼリーに対する販売、輸入禁止の規制等の措置がとられている。国内でも、これまでに関係府省庁において関係団体に対し安全確保の要請が繰り返し実施されているが、更なる対応の要否等を検討するため、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品について、今般食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼する。」と述べられています。</p> <p>審議結果（案）90頁において、ミニカップゼリー（こんにゃく入りのものを含む。）による窒息事故の要因として、「形態から、上向き食べ、吸い込み食べが誘発され、喉頭閉鎖が不十分な状態のままゼリー片を吸い込んで、気道を詰まらせてしまう。」と分析しています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>3. こんにやく入りゼリーについては、2008年に高齢者、小児等への注意表示を行った後、窒息事故が発生していないとのことだが、別紙3 (P102～107) をみると、3～5年の間隔をあけて多発する傾向が見受けられる。注意喚起に対する購入者の慣れの問題もあるので、今後も同じことが生じる可能性がある。注意表示の有効性に関しては、短期的な結果に基づき評価を行うことなく、引き続き消費者庁にモニタリングを継続するよう要請し、長期間のモニタリング結果に基づき食品安全委員会で再検討されたい。</p> <p>4. 食品による窒息事故は高齢者、乳幼児等の特定のグループに片寄っている。まず、この年齢層に注意喚起することが必要。しかしながら、これらのグループに直接注意喚起することは事実上困難。そこで、これら特定グループ本人への注意だけでなく、その介護・保護者への直接の注意喚起も必要。また、食品による窒息事故発生時、応急処置によって生存率が上がると指摘されている。心臓麻痺に対する応急措置としてAEDの普及が進められているように、食品による窒息事故に関しても応急措置の重要性について普及活動を行うよう関連省庁へ勧告・提言すべき。</p> <p>5. 食品を原因とする窒息による死亡事故を含む有症事例は、病院、消防署等で把握されている一方、事故につながる「ヒヤリハット」事例は、当該食品の製造者、販売者等の事業者で把握されている。また、同種の食品であっても成分が異なる商品ごとに物性が異なるので、食品事業者による調査分析をはじめ、食品事業者間での情報共有化などを進めやすい環境づくり、有症事例につながるような事例を減らすような食品事業者や関連業界独自の取組等が進むことが重要。こういった対策が実現するよう関連省庁への提言・勧告をはじめ、必要な場合には食品事業者や関連業界へ勧告・提言すべき。</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p> <p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。食品安全委員会としても、食品による窒息事故については引き続き関係省庁と連携して取り組みます。</p> <p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。食品安全委員会としても、食品による窒息事故については引き続き関係省庁と連携して取り組みます。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>6. 「一口あたりの窒息しやすさ」という指標を作り、各々の食品特有の物性等を調査したことは、リスク管理上非常に重要。ただし、食品の窒息による死者総数が自動車事故と同程度の状態である事実の上に立ち、症例数の多いものについても何らかの対応が必要。今回の評価をもとに、個別商品についての窒息事故発生のしやすさの結果だけが一人歩きしないよう、消費者庁と協力し、今回の評価結果についての丁寧な報告、解説を行うことが重要。一方、こんにゃく入りミニカップゼリーによる事故に関しては、事故後の示談や訴訟時について多くの新聞報道が行われたが、その他の時は取り上げられることはない。食品による窒息事故について、適宜取り上げられるような措置、取組等、食品による窒息事故全体を減らすための勧告・提言をすべき。</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p> <p>食品安全委員会としても、食品による窒息事故については引き続き関係省庁と連携して取り組みます。</p> <p>なお、審議結果（案）47頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
3	評価全般	<p>1. 本審議結果（案）では、「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の要因の一つとしている。しかし以下のとおり、「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の要因の一つとすること自体相当でなく、同案の科学的中立性・公正性に対して強い疑念を抱かざるを得ない。したがって本審議結果（案）をこのまま食品安全委員会の見解とすることには反対。そもそも窒息事故の再発防止にとって重要なのは、窒息事故に至る可能性のある様々な要因を分析した上で、それぞれの要因ごとにそのリスクを除去する対策を立てること。そして本審議結果（案）も指摘するとおり、窒息事故の原因の中には、食品側の要因（食品そのものの物性・形状・容器等に起因するもの）と、食品以外の要因とが混在している。窒息事故の原因によってその対策は異なってくる。例えばパンの早食い競争でのどを詰まらせてしまった場合には、そのような食べ方が問題となることはあってもパンの物性そのものが問題になることは通常はない。これに対し、こんにやく入りミニカップゼリーのように、カップから直接吸い取って食べることが想定されている食品を、その想定どおりの食べ方で食べた結果のどに詰まらせてしまったような場合には、食べ方ではなく食品・容器の大きさ・形状・物性等が問題にされることになる。にもかかわらず本審議結果（案）においては、食品側の要因と食品以外の要因とを区別せず、窒息事故という結果だけを捉えて事故頻度を算出している。このような調査目的を見失ったデータの算出は、具体的な事故防止策を検討するために無意味であるばかりか、事故防止のための正しい判断を誤らせるおそれがある。したがって、「一口あたり窒息事故頻度」をリスク評価の一要因とすること自体不適切であって、同案の科学的中立性・公正性には大変問題があると考え。</p>	<p>窒息事故の原因となった主な食品（群）が、窒息事故を発生させやすいかどうかについては、摂食機会の程度について考慮することなく、窒息事故症例数の多寡のみをもって、判断を下すことが困難であるため、窒息事故頻度を算出して、窒息事故を起こしやすい食品（群）を明らかにした上で、ご指摘のように、食品以外の要因、食品側の要因について分析を行っています。</p> <p>なお、審議結果（案）47頁において、「一口あたり窒息事故頻度については、食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではない」旨、述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>2. 本審議結果（案）の一日摂取量等のデータ算出についても疑問がある。例えば、餅、米飯類、パン、飴類等は国民栄養調査特別集計結果による摂取量（調査対象者の摂取食品を秤量記録して調査）をもとに算出しているのに対し、こんにやく入りミニカップゼリーは生産量や販売量をもとに算出しています。常識的に考えて、摂取量より生産量・販売量の方が高い値となるのであるから、これではこんにやく入りミニカップゼリーの一日摂取量が相対的に多く計算されてしまい、本来の事故頻度よりも数値が低く見えることになる。このように同案では、データの取り方そのものにも問題があり、全体として科学的正確性そのものにも疑問があるといわざるを得ない。食品安全委員会においては、正しい対策を立てるために真に中立公正な科学的判断を行って頂きたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、こんにやく入りミニカップゼリーの窒息事故頻度は、消費者庁より提出された生産量を根拠に算出しましたが、現時点においては、データが限られており、やむを得ないものと考えます。</p> <p>審議結果（案）47頁では、一口あたり窒息事故頻度の算出について、「算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
4	評価全般	<p>本案は、今後の食品窒息事故の根絶・低減と、消費者への注意喚起へ向けた対策に大きな影響を与えるものと考えられる。「ミニカップこんにゃく入りゼリー」については、食習慣のない新規食品の形状・物性を考慮したリスク評価への期待をもとに事故の原因究明等では科学的な検討がなされている。しかし、事故の発生頻度の計算及びその「視点」については疑問なしとしない。そこで〇〇では、以下の意見を述べる。</p> <p>1. 「1口あたり窒息事故頻度算出式」は、年間市場規模、年間窒息事故件数等を前提とするものですが、その数値の根拠について疑問がある。こんにゃく入りゼリーについては、事故件数についてわかる範囲での件数を用いていること、1日摂取量では過去10年間の摂取量に大きな変動はないとし、10年前の2年間の一日摂取量を加重平均とした数値を基本に用いていること等、いくつかの「仮定」を挿入し、実際より少ないと推測される事故件数や、実際よりは過大と思われる販売量・摂取量を前提にしている。各種業界データや「家計調査」、「国民栄養調査」等のデータ等を踏まえ、ミニカップこんにゃく入りゼリーの販売量・摂取量に近づくよう計算し、可能な限り実態に即したデータとして利用することが必要。</p>	<p>今回の審議結果（案）については、86 頁にも記載しているように、評価要請者から提供されたデータ等が限られていた状況において、事例数が少ない、ピアレビューが行われていない等、必ずしも科学的な信頼性が十分とはいえない資料も含め、できる限り多くの知見の入手に努め、現状で可能な範囲において、中立公正な立場から科学的に評価を行いました。</p> <p>こんにゃく入りミニカップゼリーに係る事故件数については、2006 年人口動態統計において、「気道閉塞を生じた食物の誤嚥」死亡症例数 4,407 名のうち、こんにゃく入りミニカップゼリーを原因食品とする死亡症例数が明らかにされておらず、「75 救命救急センター（2007 年）」救命救急症例でも、それを原因とする症例数が明らかにされていないことから、内閣府国民生活局（現消費者庁）から報告された死亡症例 22 例の実数を用いたものです。なお、審議結果（案）88 頁において、実数のため少なめの算出となる旨を説明しています。</p> <p>また、10 年前の摂取量データを用いていることについては、審議結果（案）44 頁に「平成 13 年以降の国民（健康）栄養調査では、「小分類」よりも細かい食品分類での摂取量が把握されていないが、過去 10 年間に食品（群）別摂取量の傾向に大きな変動はないものと考え、平成 12 年以前で直近の調査結果を活用しても差し支えないものと判断した。また、年度間のバラツキによる影響を抑えるため、複数年度分の調査結果の平均値を用いることとした。」と述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>2. 窒息事故頻度算出は死亡者数を前提にしている。死亡に至らない事故や、その健康ダメージ等も窒息事故頻度の評価の前提とすべき。その場合、現在日本には加工食品の事故の報告義務がないこと、事故情報収集体制の整備が遅れていること等も評価の考慮に入れるべき。</p> <p>3. こんにゃく入りゼリーのリスク評価で期待されたのは餅や飴がもつリスクについての社会的通念（社会の共通認識）を、いかに比較可能な数値としてこんにゃく入りゼリーのリスク評価に反映させることができるかであった。「餅と高齢者」「あめ玉と乳幼児」からは窒息のリスクがイメージされる。しかし「こんにゃく入りゼリーと幼児」「こんにゃく入りゼリーと高齢者」を並べてもこれまで窒息のリスクはイメージされなかった。ミニカップこんにゃく入りゼリーには食習慣がなく、リスクの社会的共有化の基盤がないためである。このような「社会通念」をどう評価の要件にとり入れるか、それを実施するには国民生活センターがこの10年間に取り組んできたこんにゃく入りゼリーの各種テストの基本となった「消費者の視点」を踏まえた相応の「仮定」が必要。しかし、提示された「評価案」にはそのような考慮が見当たらない。以上の点から〇〇では、算出式に用いられたデータの根拠、範囲を広げての症例の評価、それら評価作業の視点の点で「評価案」に疑問を感じる。</p>	<p>ご指摘の死亡に至らない事故、その健康ダメージ等について、諮問元である内閣府国民生活局（現消費者庁）からは、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故（死亡に至らなかった事案）（審議結果（案）別紙3）のほか、全容が把握できるようなデータ等の提供はございませんでした。</p> <p>なお、審議結果（案）31頁において「「食物の誤嚥」により気道閉塞を起こしても、例えばその後に蘇生後脳症、多臓器不全等となり死亡に至った場合には、直接死因が病死として統計上扱われることもあり、人口動態統計の死亡症例数を解釈する際には、こうした点に留意すべきであるとの指摘もある。」と述べています。</p> <p>今回の審議結果（案）については、9頁に記載しているように、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性について」の食品健康影響評価の要請を受けて行われたものです。具体的には、平成21年5月14日の285回食品安全委員会で、内閣府国民生活局より説明がなされ、本審議結果（案）でも引用されている「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」の冒頭に、「欧米諸国等では、死亡事故を受け、こんにゃく入りゼリーに対する販売、輸入禁止の規制等の措置がとられている。国内でも、これまでに関係府省庁において関係団体に対し安全確保の要請が繰り返し実施されているが、更なる対応の要否等を検討するため、こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品について、今般食品安全委員会に対し、食品健康影響評価を依頼する。」と述べられています。</p> <p>いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
5	評価全般	<p>1. 審議結果(案)は、窒息事故の要因として食品以外(摂食者側等)の要因と食品側の要因について分析しながらも、結論としては窒息事故の発生のしやすさ、つまり当該食品の窒息事故のリスクを、相対的に比較するとして「食品(群)別一口あたり窒息事故頻度」の試算をもって食品の安全性につき評価している。しかし、このような案は、消費者に誤ったリスク評価を印象づけるとともに、供給者側の食品の安全性に対する対応の改善を遅らせるものであるので、審議結果案を食品安全委員会の見解とすることには反対。</p>	<p>窒息事故の原因となった主な食品(群)が、窒息事故を発生させやすいかどうかについては、摂食機会の程度について考慮することなく、窒息事故症例数の多寡のみをもって、判断を下すことが困難であるため、窒息事故頻度を算出して、窒息事故を起こしやすい食品(群)を明らかにした上で、ご指摘のように、食品以外の要因、食品側の要因について分析を行っています。</p> <p>なお、審議結果(案)47頁において、「一口あたり窒息事故頻度については、食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品(群)に固有のものではない」旨、述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>2. 審議結果案は、窒息事故頻度からすると「こんにやく入りのものを含むミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度は、おそらく飴類と同程度ではないかと推測する。」とした上で、最近の窒息事故報告がないことから、「(こんにやく入りミニカップゼリーは) 飴類よりも窒息事故頻度は小さくなっている可能性がある」として、あたかもこんにやく入りミニカップゼリーが飴類と同等もしくはそれ以下の危険性しかないかのような印象を消費者に与えるものだ。しかし平成21年6月10日付内閣府国民生活局の報告によれば、こんにやく入りゼリーによる窒息事故49件のうち死亡に至った件数は17件であり、こんにやくゼリーをのどに詰まらせた場合は約35%が死亡していることを示している。これに対し、飴類を原因とした窒息事故は、件数は多いものの、死亡を含む重篤な被害をこんにやくゼリーほど生じさせているわけではないと考える。そうであれば、一人一人の消費者がこんにやく入りゼリーを食する場合に窒息事故を起こし重篤な被害を被るリスクは、飴類の場合よりも高いというべき。つまり、審議結果(案)の窒息事故頻度の試算は、食品の「食べる頻度を考慮」したことで、個々の食品自体の窒息事故の発生頻度を「相対的に」示す試みとしては参考になるとしても、当該食品を消費者が食する場合のリスクを試算するものとしては不相当といわざるを得ない。</p> <p>3. 審議結果案の窒息事故頻度の試算においては、窒息事故は総じて小児と高齢者に多いにもかかわらず、年齢構成別の試算ができていない点については、不十分といわざるを得ない。</p> <p>4. 食品安全委員会においては、審議結果案を消費者の食の安全という視点から再度考察し直すようお願いする。 (ほか同意見1件)</p>	<p>飴類については、75 救命救急センター371 症例のうち6 例(ミニカップゼリーは3 例) の原因食品とされており、ご指摘のように重篤な被害を生じさせているわけではないといいきることは必ずしもできないのではないかと考えます。</p> <p>食品(群) 別一口あたり窒息事故頻度の算出については、上記に述べたとおりです。</p> <p>ご指摘のとおり、一口あたり窒息事故頻度の試算に当たっては、年齢階層別・食品(群) 別の値の算出を理想として取り組んできたところですが、現時点においてはデータが限られており、年齢階層別の算出を断念せざるを得ませんでした。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
6	評価全般	<p>本評価書（案）では、Ⅶの食品健康影響評価において、「現状で可能な範囲において、中立公正な立場から科学的に評価をおこなった」とされているが、食品（群）別一口あたり窒息事故頻度の算出に使用されているデータについては、次のとおり、明らかに合理性に欠けるものが見受けられるので、これらのデータによって算出された一口あたり窒息事故頻度の結果が公正中立な立場で科学的に評価されたものとするには疑問が残る。今後更にデータを蓄積した上であらためて評価すべき。</p> <p>1. 食品（群）別窒息事故症例数については、人口動態統計の「気道閉塞を生じた食物の誤嚥（W79）」による死亡症例と年齢構成がよく似た「75救命救急センター（2007）の救命救急症例を用いているが、表16によって0～9歳の両者の年齢構成を見ると人口動態統計の0.8%に対して75救命救急センターの救命救急症例は4.2%と約5倍となっており、このような大きな差がある中で、救命救急症例の原因食品構成比で人口動態統計の死亡症例を按分すると、子供が好んで食べる飴等の菓子類の死亡症例数が極端に高くなることは明らか。</p> <p>2. 食品（群）別平均一日摂取量については、国民栄養調査の結果を参照することとされているが、ミニカップゼリー及びこんにゃく入りゼリーについては、仮定や推計によるデータが使用されており、次の点で必ずしも合理的根拠があるとはいえない。 (1) ミニカップゼリーの摂取量を国民栄養調査のゼリーの半分と仮定すること</p>	<p>2006年人口動態統計の「気道閉塞を生じた食物の誤嚥」死亡症例数4,407名の原因食品については明らかにされていないことから、「75救命救急センター（2007年）」の対象食品（群）を原因とする救命救急症例の構成比を2006年人口動態統計の「気道閉塞を生じた食物の誤嚥」死亡症例数で按分し、推定を行っています。</p> <p>ミニカップゼリーの一日摂取量については、平成10～12年国民栄養調査特別集計において、当該区分に係る一日摂取量データが得られなかったことから、当該集計結果の「ゼリー」一日摂取量の加重平均値の半分と仮定したものです。なお、ミニカップゼリーの一日摂取量は、こんにゃく入りミニカップゼリーの一日摂取量よりも多くなるため、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」に記載のある「ミニカップタイプこんにゃく入りゼリー」の推計生産量1万5千トンから推計した一日摂取量0.33g/人/日を上回ることを確認しています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>(2) こんにゃく入りゼリーの生産量は、使用されているデータよりも多いと見込まれること</p>	<p>審議結果（案）のこんにゃく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成 22 年 3 月 4 日更新）」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>(3) こんにゃく入りゼリーについて、死亡症例数を 13 年間の死亡数 22 を平均して 1.7 とし、一方で生産量は 2007 年度の単年度データを使用しているが、こんにゃく入りゼリーの生産量も 13 年間で大きく変動していることから使用する生産データについても調査し、平均値を用いるべきであること</p>	<p>こんにゃく入りミニカップゼリーに係る窒息事故死亡症例数については、審議結果（案）109 頁に述べていますように、内閣府国民生活局により把握された症例数が年によってバラツキが大きいことを踏まえ、13 年間の平均値を用いることとしたものです。13 年間の生産量については、諮問元である消費者庁からデータが提供されておらず、算出困難です。</p> <p>なお、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成 22 年 3 月 4 日更新）」の 2006 年「3 例」、2007 年「4 例」の実数で試算をすると、</p> <p>ケース 2-1 (2006 年) $0.28 \sim 0.58 \times 10^{-8}$、 (2007 年) $0.38 \sim 0.78 \times 10^{-8}$、</p> <p>ケース 2-2 (2006 年) $0.25 \sim 0.49 \times 10^{-8}$、 (2007 年) $0.33 \sim 0.66 \times 10^{-8}$、</p> <p>となります。</p> <p>また、審議結果（案）47 頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p> <p>いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
7	評価全般	<p>評価書（案）6～7 頁にかけて「こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息事故が、高齢者や小児の摂食禁止について表示を行うこと等の措置がなされて以降には報告されていないとすれば、飴類よりも窒息事故頻度は小さくなっている可能性があると考え。」と記載されているように、今回試算されたこんにやく入りミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度は、あくまでも過去の症例数がベースとなっており、注意表示をした現在のこんにやく入りミニカップゼリーの正しい評価にはなっていない。注意表示された現在のこんにやく入りミニカップゼリーについて公正な再評価をすべき。</p>	<p>こんにやく入りミニカップゼリーについて、表示が強化された 2008 年秋以降の窒息事故頻度の算定に必要なデータについては、諮問元である消費者庁から提供されておらず、算出困難です。</p>
8	評価全般	<p>1. こんにやく入りミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度の計算には、内閣府国民生活局消費者安全課による資料「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」に記載のある 2007 年の推定摂取量 15,000 トン（農林水産省推計値）のほか、消費者庁から追加されたマーケティング会社（〇〇）推計値 17,280 トンが、基礎データとして用いられている。</p> <p>(1) しかしながら、2007 年 1～12 月末日のこんにやく入りミニカップゼリー年間生産量は、〇〇だけでも 21,187 トン、2007 年 4 月～2008 年 3 月末日の〇〇年度実績でも 19,948 トンあり、農林水産省の推計値及び〇〇の推計値と比べて数値に大きな差異がある。また、2007 年当時は〇〇以外の商品も多数流通（別紙：〇〇 こんにやく入りミニカップゼリー製造メーカー参照）していたので、生産量の差異は更に大きくなる。2007 年の生産量を基礎データとするのであれば、こんにやく入りミニカップゼリーの正確な年間生産量について再調査をし、あらためて一口あたり窒息事故頻度を算出すべき。</p>	<p>審議結果（案）のこんにやく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成 22 年 3 月 4 日更新）」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにやく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p> <p>なお、ご提供の「21,187 トン」で試算をすると、$0.11\sim 0.23\times 10^{-8}$ となります。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>(2) また、こんにゃく入りミニカップゼリーによる年間平均死亡症例数（1.7人/年）は、約13年間の死亡症例数22件を基礎データとして計算している。こんにゃく入りミニカップゼリーの年間生産量も2007年（1年間）の実績ではなく、13年間の平均値を用いることが妥当ではないか。生産量に関しても13年間平均値を調査し、あらためて一口あたり窒息事故頻度を試算すべき。</p> <p>2. 上記2点について、平成22年2月4日に小泉直子委員長、消費者庁消費者安全課野村裕課長へ裏付資料等を送ったが、この場を借りてあらためて資料を提出する。また、今回提出した資料のほかに必要な資料があったら、〇〇としてもできる限り協力するので、何卒公平公正な評価をするようお願いする。</p>	<p>こんにゃく入りミニカップゼリーに係る窒息事故死亡症例数については、審議結果（案）109頁に述べていますように、内閣府国民生活局により把握された症例数が年によってバラツキが大きいことを踏まえ、13年間の平均値を用いることとしたものです。13年間の生産量については、諮問元である消費者庁からデータが提供されておらず、算出困難です。</p> <p>なお、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成22年3月4日更新）」の2006年「3例」、2007年「4例」の実数で試算をすると、</p> <p>ケース2-1 (2006年) $0.28 \sim 0.58 \times 10^{-8}$、 (2007年) $0.38 \sim 0.78 \times 10^{-8}$、</p> <p>ケース2-2 (2006年) $0.25 \sim 0.49 \times 10^{-8}$、 (2007年) $0.33 \sim 0.66 \times 10^{-8}$、</p> <p>となります。</p> <p>また、審議結果（案）47頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p> <p>いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
9	評価全般	<p>〇〇は、創業以来22年間、PPのミニゼリーカップの製造をメインに、その後ゼリーメーカーがシートよりカップを成形しながら充填するインラインに移行してからは、そのミニゼリーカップ用シートの製造販売を全国的に展開し、自他ともに認める〇〇である。</p> <p>貴委員会のホームページにおいて、こんにゃく入りゼリー等の食品による窒息事故に係わるリスク評価に関する情報(Q&A)のQ5(ケース2)において、ゼリー年間平均死亡症例17件(約13年間での死亡症例数が22件)としたとあり、一口タイプゼリー販売量21,600トンの約8割で計算されているが、こんにゃく入りミニカップゼリーの窒息事故が1995年(平成7年)以降2009年まで22件の死亡事故ならば、計算式として、こんにゃくゼリーの最盛期に事故率が高いと考えるのが正しく、そのことからすると(ケース2-2)21,600トンにあてはまらず、別紙のようなこんにゃく入りミニカップゼリーの最盛期の1999年～2007年頃の出荷量を含めて算出とすべき。別紙は、〇〇シート納入実績表(各メーカーに納入したミニカップゼリー用PPシートの合計数量)である。このシートよりゼリー出荷量を算出することが正しくできる。業界における〇〇占有率は約50%程度。シート出荷表にデータがなく、取引のないメーカーが次のとおり存在したので、〇〇分が、データ保存のあった1999年4月～2007年までの合計を9年で平均すると約24,126トンで、この倍が市場数量であるとする。48,252トンとなる。〇〇シート納入実績表以外に、一口ミニカップゼリー製造メーカーは、1.〇〇 2.〇〇 3.〇〇 4.〇〇 5.〇〇 6.〇〇 7.〇〇 8.〇〇 9.〇〇 10.〇〇 11.〇〇 12.〇〇 13.〇〇 14.〇〇 15.〇〇 16.〇〇 17.〇〇 18.〇〇ほか計30社程度あり、こんにゃくブームのときに大方「こんにゃく入り」を製造していた。各メーカーのうち、〇〇様を除き100%が〇〇納入。</p>	<p>審議結果(案)のこんにゃく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局(現消費者庁)より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル(平成22年3月4日更新)」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p> <p>13年間の生産量については、諮問元である消費者庁からデータが提供されておらず、算出困難です。</p> <p>なお、ご提供の「48,252トン」で試算をすると、$0.050 \sim 0.10 \times 10^{-8}$となります。</p> <p>また、審議結果(案)47頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品(群)に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p> <p>いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
10	評価全般	<p>1. こんにゃく入りミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度の計算には、内閣府国民生活局消費者安全課による資料「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」に記載の2007年推定生産量15,000トン(農林水産省推計値)のほか、消費者庁から追加された〇〇(マーケティング会社)の推計値17,280トンが、基礎データとして用いられている。しかしながら、2007年1~12月末日のこんにゃく入りミニカップゼリー年間生産量は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の生産実績を合算しただけでも確実に29,159トンあり、農林水産省の推計値及び〇〇の推計値と比べて数値に大きな差異がある。また、2007年当時は上記メーカー以外にも多数の菓子メーカーがこんにゃく入りミニカップゼリーを製造販売していたので、農林水産省及び〇〇との生産量の差異は更に大きくなる。よって、2007年の生産量を基礎データとして窒息事故頻度を試算するのであれば、こんにゃく入りミニカップゼリーの正確な年間生産量を再調査し、あらためて一口あたり窒息事故頻度を算出すべき。</p>	<p>審議結果(案)のこんにゃく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局(現消費者庁)より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル(平成22年3月4日更新)」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p> <p>なお、ご指摘の「29,159トン」で試算をすると、$0.083 \sim 0.17 \times 10^{-8}$となります。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>2. こんにゃく入りミニカップゼリーによる死亡症例数は、年によってバラツキが大きいいため、13年間に発生した22例の平均、年間1.7人とされた。〇〇の資料では、2000年の一口タイプゼリー全体の市場規模を100%とすると、2007年は52.6%と半分近くに落ち込んでおり、一口タイプゼリー全体の市場規模も年により大きなバラツキがある。2010年4月12日に行った会議の資料より、〇〇1社でも2000年度の生産量は31,082トンと確認した。死亡症例数と同様に、こんにゃく入りミニカップゼリーの年間生産量も、2007年（1年間）の実績ではなく、13年間の平均値を調査し、あらためて一口あたり窒息事故頻度を試算された。</p>	<p>13年間の生産量については、諮問元である消費者庁からデータが提供されておらず、算出困難です。</p> <p>なお、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成22年3月4日更新）」の2006年「3例」、2007年「4例」の実数で試算をすると、</p> <p>ケース 2-1 (2006年) $0.28 \sim 0.58 \times 10^{-8}$、 (2007年) $0.38 \sim 0.78 \times 10^{-8}$、</p> <p>ケース 2-2 (2006年) $0.25 \sim 0.49 \times 10^{-8}$、 (2007年) $0.33 \sim 0.66 \times 10^{-8}$、 となります。</p> <p>また、審議結果（案）47頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。</p> <p>いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>3. 評価書(案)別紙4の7.に、「2007年に試買されたこんにゃく入りミニカップゼリーの最大径は平均3.5 cmとされ、我が国の3歳児の口の最大径である3.9 cmに収まる大きさの物の体積は約14～29 cm³であった。・・・実際には体格に応じ少量ずつ摂食している例もあると考えられるが、1個を丸ごと誤嚥し窒息事故に至ったという報告は少なくないことから、一口量は大きめに見積もり、1個14～29gとして推計を行った。」との記載があるが、こんにゃく入りミニカップゼリーだけ3歳児の口に収まる最大量を一口量としているのが納得できない。食べる量が定められていない食物(自由な大きさにして食べられるもの)についても同様のことがいえる。「一口量は大きめに見積もり」とあるが、一口量を大きめに見積もる必要性がなく、理解できない。一口量を大きく見積もるのであれば、米飯類でいえば寿司一貫を丸ごと口に入れるケース等が考えられるのでは。</p> <p>4. 今回公表された窒息事故頻度の食品(群)の分類は、「餅、ミニカップゼリー、飴類、こんにゃく入りゼリー、パン、肉類、魚介類、果実類、米飯類」となっているが、75救急救命センター(2007年)で分類されている「菓子類」、「団子」等、記載のある食品(群)の窒息事故頻度についても数値化することはできなかったのか。公平に公表するとしている主旨に反する。</p> <p>5. 2010年1月公表の評価書(案)には「しかしながら、当該表示に係る措置が講じられて以降に把握されている事故症例数はあまりにも少なく、現時点において、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故のリスクを科学的に評価することは困難といわざると得ない。」(61頁15～18行目)と記載されていたが、2010年3月の評価書(案)では削除した理由如何。1～3月の間に「こんにゃくゼリーによる窒息事故の科学的に評価」できたということか。科学的に評価できたのであれば、3月の評価書(案)本文のどこに「科学的な評価」が反映されているのか。</p>	<p>国民生活センターのデータによれば、14～29 cm³でほとんどのこんにゃく入りミニカップゼリーがカバーされています。審議結果(案)110頁にあるとおり、ミニカップゼリー(こんにゃく入りのものを含む。)については、実際には体格に応じ少量ずつ摂取している例もあると考えられますが、1個を丸ごと誤嚥し窒息事故に至ったという報告は少なくなく、その摂食方法を踏まえ、1個包装単位を一口量に設定したものです。</p> <p>食品(群)別一口あたりの窒息事故頻度の算出対象としては、諮問において特掲されたこんにゃく入りミニカップゼリー、報告症例数が特に多い餅、米飯類、パン、肉類、果実類及び魚介類、消防本部のデータで小児の症例数が多いとされた飴類を選定したものです。</p> <p>ご指摘の点に関する審議結果(案)上の記載としては、92頁の「食品による窒息事故について、ヒトを対象とした実験での検証は倫理上の問題があり、動物を用いた実験による再現も技術的に困難である。また、疫学的調査研究を行うとしても、食品による窒息事故については、内容把握が断片的で全容が解明されていないものが多く、発生件数も少ないことから、各種要因との因果関係を統計学的に明らかにすることは難しかった。」が該当します。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
11	評価全般について	<p>1. WG評価書は、ケース1、ケース2からの各事故頻度を勘案し、「こんにやく入りものを含むミニカップゼリーの一口あたり窒息事故頻度は、おそらく飴類と同程度ではないかと推測する。」と結論している。死亡症例数について約13年間22例と明確な実測値を用いたのはケース2のみ。更に一日摂取量はケース1、ケース2ともに実態とかけ離れた数値を根拠にしており、こんにやく入りゼリーの本来の事故頻度はケース2の数値をも大きく下回る（少なくともその1/2以下）。ケース1における死亡症例数の推計は、WG評価書22頁の表15にある「救命救急センター（2007年）救命救急症例・原因食品」中の「ミニカップゼリー」の症例3例・構成比0.8%をもって、2006年人口動態統計の「気道閉塞を生じた食物の誤嚥」による死亡症例数4,407名を按分し、これを「こんにやく入りゼリーに係る窒息事故死亡症例数」としている（WG評価書43～44頁、109頁7項）。その結果がケース1、すなわちこんにやく入りミニカップゼリーによる年間死亡者数35.1人である。この数値は、約13年間22例との明確な実数値を使用したケース2での1.7人の実に20.6倍に当たるとともに、約13年間での全死亡例の合計22例の1.6倍に当たる。こんにやく入りゼリーによる死亡事故に関しては平成7年当時から大々的に報道されており、その死亡症例数も当初は約13年間17例とされていたが22例に訂正された。これだけ耳目を集め、国民生活センターが率先して事例集積しながら、約13年間22例。たとえ誤差があってもわずかなものと推測され、これを1.5倍以上に推定する具体的かつ合理的な根拠は見出しがたい。WG評価書はケース1の推計で、死亡症例数を実数1.7人の20.6倍の35.1人としている。ちなみに1年35.1人なら、この約13年間で約456人がこんにやく入りゼリーによる窒息事故で死亡していなければならない。このような事実はありえず（あれば国民生活センターやマスコミが報道しないはずがない。）、「35.1人」という数値は、全くの虚構であり、使用すべきものではない。</p>	<p>「35.1人」とは、「こんにやく入りミニカップゼリーを含むミニカップゼリー」に係る窒息事故死亡症例数として推定されたものであり、こんにやく入りミニカップゼリーに限定したものではありません。「75 救命救急センター（2007年）」データにおける「ミニカップゼリーの構成比（0.8%）をもって2006年人口動態統計の「気道閉塞を生じた食物の誤嚥」死亡症例数を按分し、推定したものです。</p> <p>なお、審議結果（案）109頁において、「371例中「ミニカップゼリー」は3例と、症例の絶対数が少なく、相応の誤差を伴う。しかしながら、「12 消防本部（2006年）」データでは、「ミニカップゼリー」は432例中8例（1.9%）を占めており、必ずしも過大評価ではないものとする。」と述べています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>実際にも、平成22年3月10日に開催された第7回WGにおいて、小泉座長が、上記と同様の論理で「同年1月13日公表の評価書」中の不適切な推測部分を削除すべきと意見し、承認された。この削除部分は、上記「1月公表の評価書」中の31頁30～31行目、85頁35～36行目であり、「我が国における小児の食品窒息事故での死亡率は米国を上回っているものと推測される」旨の文言。米国の人口は日本の人口の2.3倍なのに統計データでは窒息事故の死亡数が日本の1/6とされており、小泉座長は「これを単純に比較するのには大きな無理がありまして、おそらくもう少し精査するなり、そういった事故の統計データはどのように取られているかということをきちんと精査した上で、この文言を入れた方がいいと思いますので、とりあえず現段階ではこの2行を私は外したいと思っているのですが、先生方は如何でしょうか。」と述べ、他の委員及び参考人もこれを承認し、上記文言は削除された(WG第7回会合議事録の4頁下から7行目～5頁下から2行目まで)。この小泉座長の提起したきわめて合理性のある推理からすれば、こんにやく入りゼリーによる死亡事故症例数を1年35.1人とすることは(1年の死亡実例数1.7人の20.6倍にあたり、この約13年間の死亡症例数が約456人に上っていないなければならないことになる。)、極めて不合理であり、とうてい使用することができない数値である。このままケース1での死亡症例数を1年35.1人とするのであれば、ケース1による事故頻度の推計は、きわめて恣意的なもので、不適切な数値と評価される。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>2. 一日摂取量に関して、WGの評価書は、こんにゃく入りゼリー以外の他の全ての食品（群）に関しては、平成10、11、12年の厚生労働省による国民栄養調査の特別集計の結果を、個別食品ごとの一日摂取量としている（WG評価書44～45頁、109頁7項）が、WG評価書のケース1-1は、こんにゃく入りゼリーに関して何ら具体的な根拠も提示しないまま国民栄養調査の「ゼリー」の半分がミニカップゼリーの摂取量だと読み替えている。この読み替えに何ら合理的な根拠は示されていない。</p> <p>3. ケース1-2では、こんにゃく入りゼリーの摂取量を消費者庁が把握した販売量だとしたが、不適切な数字であることが明らかといわざるを得ない。こんにゃく入りゼリーの製造・販売業者の数は限られており、〇〇1社で60～70%のシェアを獲得していて（WG評価書がケース1-2、ケース2-2での数値の根拠とする別紙1、2を参照）、その他10社程度（実際には20社程度）の調査でも十分な実製造量・販売量の近似値が得られる。この近似値は、実製造量・販売量の値よりも低いことは明らかで、これを用いた事故頻度が、製造・販売業者側に有利に働くことはなく、上記の根拠のない推定値を排除する意味でも当然の調査ではないか。調査は1か月もあれば終了する。現実に〇〇の平成10、11、12年度のこんにゃく入りゼリーの製造量は41,252、43,275、31,082tである。他社とともに各年の製造・販売量を裏付資料とともに提出を求めれば、具体的根拠のない推測値を使用する必要性は消失し、より現実的な数値を算出できる。</p>	<p>ケース 1-1、ケース 1-2 については、こんにゃく入りミニカップゼリーを含むミニカップゼリーの頻度を算出しています。</p> <p>ミニカップゼリーの一日摂取量については、平成 10～12 年国民栄養調査特別集計において、当該区分に係る一日摂取量データが得られなかったことから、当該集計結果の「ゼリー」一日摂取量の加重平均値の半分と仮定したものです。なお、ミニカップゼリーの一日摂取量は、こんにゃく入りミニカップゼリーの一日摂取量よりも多くなるため、「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル」に記載のある「ミニカップタイプのこんにゃく入りゼリー」の推計生産量 1 万 5 千トンから推計した一日摂取量 0.33 g/人/日を上回ることを確認しています。</p> <p>審議結果（案）のこんにゃく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成 22 年 3 月 4 日更新）」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>4. ケース1-2については、比較する年次に明白な齟齬がある。WG評価書は、ケース1-2に関して、「消費者庁が把握した「一口タイプゼリー」販売量(参照31)から算出した場合としているが、この参照31を見ると、その根拠は「〇〇 〇〇」(別紙2)であって、その販売量21,600 tは平成19年の統計である。前記のとおり、こんにゃく入りゼリー以外の他の全ての食品(群)に関しては、全て平成10、11及び12年の厚生労働省による国民栄養調査の特別集計の結果を採用しているのであるから、ここで比較するのであれば、「〇〇 〇〇」の平成10、11及び同12年の統計数値を援用しなければ正しい対比にはならない。このような事柄は、小中学生でも分かるのではないか。「〇〇 〇〇」に関しては、WG第7回会合で、専門委員から「消費者庁で探したということは、一応信頼性のあるデータだと考えます。」と認定されている(WG第7回会合議事録の8頁2行目～9行目-下から3行目まで)。このように、〇〇のデータは信頼性のあるデータと評価されているのであるから、平成10、11及び12年のこんにゃく入りゼリーの生産量は、この〇〇のデータである「各年それぞれ41,100 t」という数値(別紙1、2を参照)を採用としなければならないはずで、平成19年の数値では正しい対比にならない。</p>	<p>ご指摘の食品(群)別平均一日摂取量については、審議結果(案)44頁に「平成13年以降の国民(健康)栄養調査では、「小分類」よりも細かい食品分類での摂取量が把握されていないが、過去10年間に食品(群)別摂取量の傾向に大きな変動はないものと考え、平成12年以前で直近の調査結果を活用しても差し支えないものと判断した。また、年度間のバラツキによる影響を抑えるため、複数年度分の調査結果の平均値を用いることとした。」と述べているとおり、平成10～12年当時の窒息事故頻度を算出したものではございません。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>5. WGの評価書は、ケース2-1における「こんにゃく入りゼミニカップゼリー」の一日摂取量を「0.33g」と推計しているが、この値は、平成19年の推定生産量約15千トンを総人口365日で除して得られた値。しかし、上記推計は二重の意味で誤っている。第1に、「こんにゃく入りミニカップゼリー」の平成19年一年間の推定生産量を約15千トンとしているが、前記の〇〇1社だけでも平成19年一年間の生産量は21,187tである。平成19年当時のこんにゃく入りゼリーの製造会社は、〇〇以外にも約20社程度は存在しており、これらを考慮すれば、平成19年一年間の生産量は、3万t程度はあったものと推定される。次に、ケース2-1においても、他の全ての食品（群）に関する一日摂取量を、平成10、11及び12年の生産量をもって対比しなければ意味がないことは明白である。したがって、ケース2-1においても、ケース1-1と同様に、平成10、11及び12年の生産量・販売量の実測値を調査すべきである。これは1か月もあれば調査可能な内容である。</p> <p>6. ケース2-2についても、ケース1-2と同様で、〇〇のデータを前提とするのであれば、平成10、11及び12年の販売量である各41,100 tの8割としても、32,880tを基礎数値としなければ平仄が合わない。</p>	<p>審議結果（案）のこんにゃく入りミニカップゼリーに係る一口あたりの窒息事故頻度については、内閣府国民生活局（現消費者庁）より提出を受けた「こんにゃく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品に係るリスクプロファイル（平成22年3月4日更新）」に記載されたデータにより算出したものです。この更新版に追記のあったミニカップタイプのこんにゃく入りゼリーの推計値についても、消費者庁によれば、信頼性のあるものとされています。</p> <p>ご指摘の食品（群）別平均一日摂取量については、審議結果（案）44頁に「平成13年以降の国民（健康）栄養調査では、「小分類」よりも細かい食品分類での摂取量が把握されていないが、過去10年間に食品（群）別摂取量の傾向に大きな変動はないものと考え、平成12年以前で直近の調査結果を活用しても差し支えないものと判断した。また、年度間のバラツキによる影響を抑えるため、複数年度分の調査結果の平均値を用いることとした。」と述べているとおり、平成10～12年当時の窒息事故頻度を算出したものではございません。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>7. WG評価書は、ケース1、ケース2を分けて事故頻度を算出しているが、ケース1は、特に死亡症例において虚構の数字を前提としており、到底評価に耐える内容ではない。より真実に近い実数値を採用しているのがケース2であることは明白。ケース2においても、ケース2-1とケース2-2の差異として、一日摂取量にいかなる数値を採用しているかが問題。この問題は、〇〇をはじめとする10社程度の（全製造会社を行うことが本来だが）製造・販売量調査を行って、実製造・販売量の近似値を求めることが最良。上記は1か月もあれば達成可能。それを実行しない（できない）のであれば、消費者庁及びWG自身が信頼性があると認定した〇〇の統計数値を使用することがより実態に合致した結果になることは明らか。そうすると平成10～12年の販売量はいずれも41,100 tであり、その8割をこんにゃく入りゼリーとしても、1年間のこんにゃく入りゼリーの販売量は32,880 tとなる。WG評価書は1年間のこんにゃく入りゼリー販売量を15,000 tとしており、その結果の事故頻度が0.16～0.33であった（ケース2-1）。しかしながら、こんにゃく入りゼリーの年間販売量を上記の32,880 tとすれば、分母の数値が2倍以上になるのであるから、こんにゃく入りゼリーの事故頻度は少なくとも上記の1/2である0.08～0.165以下となることは明白。この数値だけでみても、こんにゃく入りゼリーの事故頻度は、「パン」よりも低く、ほぼ「肉類」と同等。</p>	<p>上記に述べたとおりです。 なお、審議結果（案）47頁では、一口あたり窒息事故頻度について、「食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではないこと、また、算出に用いた数値の中には、データ不足のため推定によったものも含まれており、データの解釈に当たっては、これらの点に十分留意する必要がある。」と述べています。 いただきましたご意見については、諮問元である消費者庁にお伝えします。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
		<p>上記は控え目な数値で、本来の対比数値である平成10～12年の製造・販売量を調査すれば、こんにゃく入りゼリーの年間販売量が4万t程度となることは容易に想像がつく。すると、こんにゃく入りゼリーの事故頻度は更に低下し、魚介類～米飯類と変わらないものと予想される。したがって、「こんにゃく入りゼリーの事故頻度がほぼ『飴類』と同等」とのWG評価書の結論も書き換える必要があり、正しい対比の結果、現状収集された資料を前提とすると「こんにゃく入りゼリーの事故頻度は、『肉類』以下」、製造・販売量の調査を行えば、「こんにゃく入りゼリーの事故頻度は、ほぼ『魚介類』～『米飯類』と変わりはないものと予想できる。」と訂正すべき。</p> <p>添付資料 ○○ ○○ (抜粋) ○○ ○○ (抜粋)</p>	
12	評価 (評価の意義)	<p>本案は食品全体を審議し、データを調べ、消費者に注意喚起する有意義な内容。いまままでにない取組。勉強になった。窒息事故が起きたときにこの評価書案の対処法が役に立つ。(ほか同意見4件)</p>	<p>ご意見ありがとうございました。いただいたご意見については、本評価を要請した諮問元の消費者庁にお伝えします。</p>
13		<p>評価書の内容は、食品による窒息事故を統計的に広く分析しており、個々の食品に対する危険性も数値化され、評価される面も多い。</p>	
14		<p>今回の審議を通して、食品であれば凡そ何であれ、摂取により窒息死亡事故の危険性・リスクがあるということが、消費者にかなり伝わったと思う。</p>	
15		<p>実務をなされている委員の皆様はさすがに理論的な方々で本当に安心した。</p>	
16		<p>今後の食品安全委員会に期待する。</p>	
17		<p>この度食品安全委員会が発表した「こんにゃく入りミニカップゼリーの危険度」の新聞記事を見て「日本でもちゃんと良識ある調査機関があるんだな」と我意を得た気が致した。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
18		危険度調査は具体的、科学的に数字を示したものだ。	
19	評価 (評価の公平公正性)	消費者が、消費者が、ではなく、一般の人感覚を持って、審議の結果を出してほしいと思う。	食品安全委員会は食品の安全性について、現時点の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関です。
20		この審議結果は非常に不公平である。	
21	評価 (窒息事故頻度)	食品ごとの事故率を比較することはナンセンスである。	窒息事故の原因となった主な食品（群）が、窒息事故を発生させやすいかどうかについては、摂食機会の程度について考慮することなく、窒息事故症例数の多寡のみをもって、判断を下すことが困難であるため、窒息事故頻度を算出して、窒息事故を起こしやすい食品（群）を明らかにした上で、ご指摘のように、食品以外の要因、食品側の要因について分析を行っています。 なお、審議結果（案）47頁において、「一口あたり窒息事故頻度については、食品側の要因以外にも様々な要因が関与した結果発生した窒息事故を基に算出されているものであり、各食品（群）に固有のものではない」旨、述べています。
22		主食と嗜好品をいっしょにした場合、食べる頻度の少ない食品ほど危険だという結果になり不公平。	摂食機会は、主食、嗜好品であるとかかわらず、考慮することが必要と考えます。
23		食べる頻度も考慮したデータを算出すべきである。	一口あたりの窒息事故頻度の算出に当たっては、摂食量も勘案しています。
24		ミニカップゼリーとこんにゃく入りミニカップゼリーとの区別がわからず、同じと考えると数値や論点が不明確になる。	「ミニカップゼリー」とは、こんにゃく入りではないものを含め、ミニカップに入ったゼリー全体を指すものです。

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
25		こんにやく入りミニカップゼリーが「飴と同等レベル」との評価のようだが、少し評価が厳しいように感じる。飴と一緒にするのは評価が極端。飴は硬く取り出しにくい が、こんにやくミニカップゼリーは物性が軟らかいので危険度は低いと感じる。 (ほか同意見 2 件)	<p>審議結果 (案) 47～48 頁表 30～33 にあるとおり、ミニカップゼリーの窒息事故頻度については、 2.8～5.9×10⁻⁸ (ケース 1-1) 2.3～4.7×10⁻⁸ (ケース 1-2) こんにやく入りミニカップゼリーの窒息事故頻度については、 0.16～0.33×10⁻⁸ (ケース 2-1) 0.14～0.28×10⁻⁸ (ケース 2-2) であるところ、飴類の窒息事故頻度については 1.0～2.7×10⁻⁸ と算出されており、これらを総合的に判断した結果、こんにやく入りのものを含むミニカップゼリーの窒息事故頻度はおそらく飴類と同程度ではないかと推測したものです。</p>
26		飴と同レベルという判断は納得できる。	
27		飴と同じくらいの確率とのことだが、飴も好きでゼリー以上に高い頻度で食べているが、窒息するような怖い経験はしたことがない。	
28		男性委員が取材のインタビューに対し「飴に匹敵するくらいこんにやく入りミニカップゼリーの危険性が明らかになりました。」と言われていたが、ちょっと常識から外れている気がした。	
29		飴と同等の危険性ではないと思う。どちらかというとな餅と同等レベルではないか。	
30		こんにやく入りミニカップゼリーについて飴類と同程度の窒息事故頻度と推測されているとのことだが根拠はあるのか。	
31	評価 (摂食者側等の要因)	年々、食品による窒息事故が増加しているのは、昔に比べ硬く歯ごたえのある食品を食べなくなったことにより顎の機能が低下し、唾液分泌量が減っている人が増え、高齢者層の増加により嚥下力の低い人が増えていることが主な原因ではないか。	<p>審議結果 (案) 89 頁に記載したとおり、食品健康影響評価の中で、摂食機能の発達 (詳細は 59 頁を参照) は、小児での窒息事故に関連しているものと推測しています。</p> <p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
32		食品による窒息事故は、「老人の事故」、「子供の事故」を分けて考えるべき。	<p>審議結果 (案) 89 頁に記載したとおり、食品健康影響評価の中で、食品による窒息事故に係る大きな要因の一つは、摂食者側の年齢にあると考え、高齢者、小児それぞれに特有の要因を推測しています。</p>

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
33	評価 (食品側の要因)	こんにゃく入りミニカップゼリーは餅や飴のように喫食時に吸水性が高くないように思う。乾いたものに触れると剥がれにくいのはこんにゃく入りミニカップゼリーだけではないので気管に入った際に詰まり易いとは言いがたいのではないか。	<p>審議結果(案)90頁に記載したとおり、食品健康影響評価において、ミニカップゼリー(こんにゃく入りのものを含む。)による窒息事故については、</p> <p>①形態から、上向き食べ、吸い込み食べが誘発され、喉頭閉鎖が不十分な状態のままゼリー片を吸い込んで、気道を詰まらせてしまう。</p> <p>②こんにゃく入りミニカップゼリーは、一般のゼリーよりも硬い(噛み切りにくい)ものが多く、冷やすと更に硬さを増す。噛み切りにくく、ゼリー片が十分に破碎されないまま咽頭に送り込まれ、中咽頭～喉頭付近に貯留することによって気道を閉塞してしまう。</p> <p>③破碎不十分なゼリー片を気道に詰まらせてしまうと、気道にぴったりと嵌るような大きさ・形状であり、弾力性があり、水分の少ない部位に介在すると剥がれにくく壊れにくいために、気道閉塞が解除されにくい。</p> <p>といった要因等により発生しやすくなっているとしています。「剥がれにくい」、「大きさ」のほかにも様々な要因が窒息事故の発生に関係しています。</p>
34		飴と同じ大きさなので特に問題ないと思う。	
35	評価 (評価結果の周知)	今回の評価を広く世間に認知させるべき。(ほか同意見1件)	<p>これまでの「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」は公開審議で行い、食品安全委員会のホームページで公表しています。</p> <p>食品安全委員会としても、食品による窒息事故について引き続き関係省庁と連携して取り組みます。</p>
36		この機会にゼリーに限らず、餅等国民に窒息のリスクのある食品等を全品一覧にして発表し、危険性を示すべき。餅の方がリスクが高いと知っている人は少ないはず。(ほか同意見1件)	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
37		食品の危険度を示すのは個々のメーカーが行うのではなく、国がすべき。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
38		やらなければならないのは、食品全般に関する公平な消費者に対する事実の公表と議論だと思う。	<p>今般の国民からの御意見・情報の募集案内については、これまで食品安全委員会で審議した他の品目と同様、プレスリリースを発出し、募集期間中も食品安全委員会ホームページに掲載して周知を図っています。今後とも、適切な募集案内に努めて参ります。</p>
39		今回の危険性は飴と同等という評価を広く世間に知らしめ行政による公正な判断を与えることは大変重要と思う。	
40		まずは飴玉と同様の危険度というところを周知させるべきだ。	
41		これからは、こうした事故率等のデータの精度を向上させ、その結果をより広く、多くの国民・消費者に知らせていくことが必要。	
42		内閣府がこのようなアンケートを取っている事をほとんどの人が知らない。平等な調査とはいえないのでは。	
43		メールで意見を公募しているのは知らなかったが、このシステムは非常によい。もっと告知されてもよいのではないか？	
44		なぜ官公庁のPDFはテキストをテキストデータとして構成しないのか常々不便に思っている。	
45	管理 (普及啓発等)	危険な食品や食べ方の啓蒙、救命救急方法等について、小児、高齢者、保護者の注意喚起、教育を行うべき。 (ほか同意見 36 件)	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
46		「食物はよく噛む」「食べている時は集中する」「座って食べる」、本来であれば親から子へ子から孫へと普通に教えられることが現代社会ではできていないのではないか。核家族化や共働き化も原因の一つかと思う。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
47		よく噛むことの重要性を忘れていることが多いので、これも教育等で子供からよく学ばせる必要がある。どんな食物でもいえ、消化ができないと体にとって余計なエネルギーを使うことにもなり、せっかく食べた食物の栄養も無駄にする。当たり前のように食べていることが問題で、自給や環境問題と一緒に勉強できる機会が増えると思う。	
48		窒息リスクの高い食品の販売企業は、その割合に応じて「よく噛んで食べる」食育に金銭面や情報発信を負担させるのはどうか。これなら、危険回避のアピールとともに商品を通しての社会貢献ができる。	
49	管理 (高齢者、 小児等への 対応)	窒息事故については、高齢者及び子供に多いと認識している。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
50		一人暮らしの人には危険だから与えない、とかであれば理解できる。	
51		子供や高齢者に限っての事故防止であるならば、年齢層に応じた商品開発をしてはどうか。	
52		ハイリスクグループには注意払うべき。この解釈を広めることが大切。	
53	管理 (摂食者側の 自己責任等)	食品による窒息事故は食べる側（食べ方、健康状態、注意不足など）に問題がある。製造企業（食品側）の問題ではない。 （ほか同意見 48 件）	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
54		どんな食物でも食べ方がある。このゼリーも同様と思う。（ほか同意見 1 件）	
55		食品は食べ方に注意をすれば全く事故は発生しない。	
56		国民全員がしっかり認識して気をつけて美味しくいただく努力が大切だと思う。	
57		窒息事故は冷凍して食べたために起こった。（ほか同意見 2 件）	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
58		<p>仮に、卵を凍らせて食べたら、それも喉に詰まる可能性はあるだろう。それも喉つまりがあると判断して、パッケージに表記する必要があるのだろうか。普通に食される玉こんにゃくも、大きくすれば、喉につまる可能性があるが、そうした食品も対象にするのか？問題が発生している以上、企業側は、企業が想定していないような食べ方を購入者が行わないように注意喚起をする必要はあるが、特定の企業だけに限ったことではなく、どんな食材でも通常の食べ方と異なる食べ方をすると、危険性が増すのは当然のことである。</p>	
59		<p>注意喚起しているにもかかわらず、食べ方を守らないで事故にあう消費者に過失はなく、全て食品の性質のせいにし、『問題商品』としてしまうのはどうかと思う。</p>	
60		<p>どういった食品を食べるかは、個人の嗜好により決まるのであり、製造側の強制によるものではない。今回の事故は、購入したものが、製造者の予想できない食べ方をした結果、不幸にして起きた事故であり、製造側には責任はないと思う。</p>	
61		<p>「人の咽喉に刺さらないように」と骨抜きになる魚はなく、「人が食べ易いように」と皮無しになる果実もない。全て食物は食べようとする人が自分の口に合うサイズにするべき物だ。自分でそれを行えない子供・老人については、保護者・介護者が代わってそうするべきで、企業に世話を焼いてもらう筋ではない。</p>	
62		<p>米作を中心に農業を営んでいる。栽培した作物が、美味し過ぎて食べ過ぎた結果不幸にも事故にあったといわれたらとんでもない迷惑。繊維質の多い食物は健康維持に大切。もっともっと生産してもらい、健康維持に役立たせていきたいと思う。</p>	
63		<p>誤飲事故は食べ方のルールを守らずに起こったので、製造側よりも消費者に警告すべきではないか。消費者のモラルの向上を考えるべき。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
64		消費者意識が高過ぎて危険を意識する感覚が麻痺していると感じた。	
65		こんにゃく入りミニカップゼリーを製造している会社が悪いというのはおかしい話だ。食べた本人の責任ではないか。	
66		〇〇はこんにゃく入りミニカップゼリーの創業会社が存在することもあり、すでに30年ほどの間食されてきた。普通のカラギナンを使用したゼリーとは食感が違うので食べ方も違うのは感覚的に当たり前のこと。とりたてて意識していなかった。	
67		餅は年寄りが食べれば喉に詰まらせる危険があるなど、扱い方など間違えれば弊害があるのは当たり前。売る側、作る側を規制する今回のこんにゃく入りミニカップゼリー製造に関する規制は間違っている。	
68		こんにゃく入りミニカップゼリーが特別問題視されているのは、危険性が十分に理解されていないからではないか。それはメーカーに限ったことではなく、買い手側もその危険性を十分に理解していないのではないか。これを受けてメーカーのCMでは小さい子供や高齢者など、モノを噛む力が弱い、また衰退している方へは「食べないでください」とPRし、また商品にもその旨の記述がある。にも関わらず、窒息事故のデータを見ると窒息事故の被害者は小さい子供や高齢者ばかりではないだろうか。いってしまえば包丁を使った殺人が発生するのは包丁のせいで、使用する側のせいか？という話にもなる。これはさすがに極論すぎるが、使用する側がその危険性をわかっていなければ、こういった問題は何の変化もないのではないだろうか。今必要なのは、買い手と売り手の「危険性の意識」をなるべく同程度にすることではないだろうか。	
69		私が窒息で注意しているものは、毎年正月の餅の食事とパサパサしたクッキーのようなものだ。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
70		一連のこんにやく入りミニカップゼリーの報道がなされた後わが子に与えるこんにやく入りミニカップゼリーの回数は減り、幼い子がどうしてもとせがむときに包丁でごく小さく切るなりして管理しながら与えている。お礼等の簡単な贈り物にしていたこともあるが、それも現在は控えている。	
71		こんにやく入りミニカップゼリーについては、表示がなされている。文字が読めない人にはいくら文字情報で注意喚起をしたところで無駄。他の食品と同様、保護者・介護者は、食品による窒息事故が起こらないよう、責任をもって注意・監督すべき。子供や老人の手の届くところに、危険性があるとされる食品を置いておく保護者の迂闊さも、消費者側の問題認識の誤認や危機管理意識の甘さの実例。 (ほか同意見 40 件)	
72		幼児・高齢者の窒息事故に関しては親、介護者に注意義務がある。メーカー側が注意をうながしたとしても事故を未然に防ぐことは難しい。	
73		子供にやすやすと「うちの子は大丈夫」と安易な気持ちで与える一部の親にも問題がある。	
74		これだけネガイメージをもつように散々報道されてる状況下で事故が発生したら、親に問題があるだけだ。	
75		子供にはゼリーだけではなく、その他食品にも誤飲、誤食を防ぐ為に色々と工夫をしている。親としては当然の事。勿論祖父母にも徹底をお願いしている。	
76		メーカーだけの責任だとは思えない。子供には親が細心の注意を払うべき。細かくして与える、スプーンを使って食べさせる等、やはり保護者の責任はかなりある。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
77		<p>外装に注意事項の記載があるにもかかわらず小さい子供に食べさせているが、親が意図的に食べさせたのではないのかと疑いたくなる。子供に凍らせたこんにゃく入りミニカップゼリーを与えた行為についてはどうなのか？注意をせず幼い子にダイエット食品を与えて事故が起きたらメーカーを訴える親にも疑問。今回の被害者は子供、加害者は保護者という点になんの疑問も持たなかった。児童虐待と訴えることも出来たのではないか。</p> <p>(ほか同意見 2 件)</p>	
78		<p>昔は母より小骨が喉に刺さった時には「ご飯を丸呑みしなさい」といわれたものだ。</p>	
79		<p>現状では親の責任より、企業の責任が大きくなっていることは、個人的には非常に憂うべきことで、親の責任はこれにより回避されてますます親のしつけと共に責任不履行となるのではないか。</p>	
80		<p>消費者は自分で商品を選択し、購入している。こんにゃく入りミニカップゼリーには表示がなされている。亡くなられた方には気の毒だが、購入した消費者の自己責任も問われるべき。初めて購入したものなら、どういうものなのか、五感を使って調べてから、食品であれば口に入れると思う。</p> <p>(ほか同意見 35 件)</p>	
81		<p>自分の責任の事を人のせいにしたり、その割には依存的に係ったり等、権利とエゴが一緒になっているような。事故が起きてしまうことは非常に悲しいことだが、誰かのせいにする前に、どうして起きてしまったのかをよく考えるべき。</p>	
82		<p>飴、餅と同列であれば認知度を上げること、消費率を上げて生活に溶け込ませることになるかも知れない。本来は自己責任の範囲をもっと広げ、過保護的な国民性、国民をいつまでも未熟扱いする国家運用観念をあらためて見直した上で、危険なものは廃止し、改善を進めていくことを希望する。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
83		日本の司法は弱者救済傾向で問題が起これば企業側の責任を追求するが、自己修復能力が劣る高齢者、子供に与える周り（親等）の自己責任も追及すべき。このままだと製造メーカーの衰退、すなわち日本経済の衰退につながる危険性を感じる。	
84		頻度の数値について、絶対評価が示されていないが、その点について情報を受け取る側（消費者）に解釈を委ねるのであれば、食物を摂ることにおける責任も摂る側（消費者）にあることを、消費者一人ひとりが理解しなければならない。	
85		自己責任を考えずに規制をするのであれば、これからありえないような訴えが起ってきてしまい、企業は身動きが取れない状況に陥ってしまう。	
86		諸品全般の窒息事故について、あまりにも被害者が優先されすぎている。米国の PL 法もそうだが、使用者（今回は、飲食者）の非常識によるケースが多いのではないか。そのすべてをメーカーにかぶせるのはどうかと思う。	
87		親が安全管理できないことをメーカーに責任転嫁しているだけ。生産側に全ての責任を帰する風潮は誤り。（ほか同意見 1 件）	
88		窒息で死亡した場合、訴訟起こした人勝ちのような現状。小さい子供にゼリー等をあげて事故が起きたからゼリーを作った会社が悪いなんて、言った者勝ちな気がして気持ちがよくない。（ほか同意見 1 件）	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
89	管理 (全食品に窒息事故の可能性あり)	窒息事故はこんにやく入りミニカップゼリーのみならず液体以外のあらゆる食品において起こる危険性があるのではないかと。どんな食品でも窒息の可能性は0ではない。どんな規制や規定を設けたとしても、食品を口にする以上、窒息のリスクは存在する。時代とともに加工技術が進歩し、食べ方も色々と変化しているが、食物は全て喉を通る等事故の可能性はある。 (ほか同意見 19 件)	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
90		砂糖は取りすぎれば肥満や糖尿病に。醤油や塩は高血圧に、食品は何でも害はあるものとする。	
91		窒息事故データについて、全食品を対象にしたデータを公平に再精査し、窒息事故の実態を国民に発表すべき。 (ほか同意見 1 件)	
92		全ての食品の危険性を明らかにすべき。	
93		生きていく為に食物を摂ることはいわずもがな必要であり、その食物が喉を通る以上、どのような食物にも喉に詰まる危険性が有ることは周知のところ。食品別に窒息事故頻度を発表したが、数値がゼロでない以上、前記を裏付けている。	
94		百歩譲って企業に社会的責任を求めるとしても、餅、飴、パン、ガム等危険な食品は、規制不可能な量が販売されている。咀嚼の仕方が悪ければ、粥でさえ人を殺す。	
95		のど詰まりで死亡している食物は色々あると思う。正月に食べる餅、菓子として食べる飴、ピーナツ等注意して食べないと大変なことになる。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
96	管理 (食品全体をみて、 事故件数等の多いものから対応)	<p>「こんにゃく入りミニカップゼリーによる窒息事故が、高齢者や小児の摂食禁止について表示を行うこと等の措置がなされて以降には報告されていないとすれば、飴類よりも窒息事故頻度は小さくなっている可能性があると考え。」と記載されている。飴、餅その他窒息事故の多い食品にも、こんにゃく入りミニカップゼリーと同様の注意表示をすれば年間4,000人を超えている窒息事故は少しでも少なくできるのではないか。</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
97	管理 (食品全体をみて、 事故件数等の多いものから対応)	<p>このど詰まり問題を解決する方法は、普通のゼリーでも多くの方が死亡していることを全面に公表することだ。消費者庁の24日の初会合で消費者庁を担当する泉政務官が、事故が起きる確率ではなく、実際に事故が起きていて、取り戻せない命があることを重く受け止めなければならないと述べ、二度と事故が起きないように実効性のある対策を打ち出す考えを示したとある。二度と起きないようにすべき事故はこんにゃく入りゼリーに限ったことか？取り戻せない命はこんにゃく入りゼリーに限ったことか？もっと多く他の食物でなくした命は取り戻す必要のない命か？他の食物の事故は2度3度とどんどん起きてもよいのか？実効性のある対策を、とあるが、形状、大きさ、硬さを考えて、寒天ゼリー、ミニカップゼリー、果物入りゼリーで事故が発生しているのに、どう実効性があるのか。本当の対策は広く国民に食物の食べ方を指導する活動ではないか。そのことによって食物の喉詰まり事故で年間4,000人以上も死亡しているところ、一割でも減らす努力をすることが行政の任務だ。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
98		<p>3月24日の消費者庁食品SOSプロジェクト初会合において、泉政務官は「事故が起きる確率ではなく、実際に事故が起きていて、取り戻せない命があることを重く受け止めなければならない。」(NHK)と述べている。食品による窒息事故はこんにゃく入りミニカップゼリーに限られた問題ではない。食品安全委員会が「食品による窒息事故においては、食品以外の要因が大きく関与していることを確認した」とする中、こんにゃく入りミニカップゼリーについては、業界3団体で協議の上決めた表示強化の後、窒息事故の報告は無い。こんにゃく入りミニカップゼリーの窒息事故頻度は飴と同等であると評価されたが、〇〇が4月12日に集計した生産実績(中間集計)の29,159トンで試算した場合、窒息事故頻度は0.083~0.17とパンの0.11~0.25よりも低くなり、肉類の0.074~0.15に近くなる。食品安全委員会が乳幼児、高齢者等の食物による窒息事故を防ぐためには「食物は食べやすい大きさにし、よく噛んで食べる」、「食事の際はなるべく誰かがそばにいて注意して見ている」ことが重要としていることから、こんにゃく入りミニカップゼリーに限定せず、年間4,000人以上の窒息事故をなくす対策を公平公正に検討されたい。</p>	
99		<p>こんにゃく入りミニカップゼリーだけの問題としてではなく、全ての食品の問題として捉え、公平な対応をしていくべき。 (ほか同意見2件)</p>	
100		<p>「小型のスナック菓子はどうか」等々、もっと事例があるはず。</p>	
101		<p>実際に食物が原因で窒息死される者がどれほどいて、こんにゃく入りミニカップゼリーを原因とするものの割合が突出して高いといったデータがあるのであれば規制すべき。</p>	
102		<p>もっと広い視野でみて、改善策を考えた方がいい。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
103		安心、安全に食する環境作りと、事故に関する注意喚起は、全食品に対して実施し、同等の事故の未然防止を計るべき。	
104		どうしても規制したいなら、こんにやく素材に限らず、すべての食材について、大きさ、弾力、溶解性等の基準を設けて認可制にすべき。	
105		事故を教訓にあらゆる食品で改善へ取り組むことが必要。こんにやく入りミニカップゼリーを含め同様の危険があると考えられる食品の安全ガイドの作成に期待。	
106		こんにやく入りミニカップゼリーは一般の食品とどこが異なるのか明確にすべき。	
107		対症療法でなく、その前の防止策を考えるべきではと思う。	
108		こんにやく入りミニカップゼリーの規制は、窒息リスクのある食品等を一覧にして危険性を国民周知した後、それでも危険と判断されるのであれば行うべきである。	
109		窒息事故の事例を見れば、「粥」も数件ある。これは明らかに嚥下障害によるものであり、圧倒的に老人であろう。あと、まぎれもなく「餅」もである。人の生命に順列はないのであろうが、やはり、子供の死亡事故の場合は「いたましさ」が増えるゆえ、メディアでの取り上げられ方もセンセーショナルさを増して報道されるのであろう。子供の窒息死事故の場合はどうか？一番はハードキャンディーが多いのではないだろうか？きちんと子供の死亡事故の原因の順位を鑑みて報道されなければならない。そのことを担当役所は世間に対して公表するべきである。ハードキャンディーの事故がやはり多いはずである。	
110		1つのものだけを規制・マスコミの対象にすることで、他の食品の危険性が軽視されれば、消費者が偏った認識を持ってしまい、ますます窒息事故は増えていくと思う。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
111		<p>こんにゃく入りミニカップゼリーについては「13年間で22人」と死亡者実数を公表しているのだから、他の食品（群）についてもそれぞれ13年間の死亡者実数を公表すべき。こんにゃく入りミニカップゼリーによる死亡者実数22人と比較できる実数が公表されていないため、こんにゃく入りミニカップゼリーによる死亡者だけがきわめて多いように理解している人がとても多い。不公平だ。</p>	
112		<p>こんにゃく入りミニカップゼリーは「13年間で22人」と死亡者の実数を公表しているの、他の食品や食品（群）についてもそれぞれ13年間の死亡者実数を公表すべき。（ほか同意見1件）</p>	
113		<p>こんにゃく入りミニカップゼリーによる窒息事故件数（1.7件/年）は、餅等による事故件数よりも少ない。食による窒息事故全体に占める割合は小さく、対策の効果は限られている。窒息事故件数の多いものから規制を検討する等、公平・公正な対応をとるべき。安易な規制には反対。こんにゃく入りミニカップゼリーひとつを解決しても根本的な解決にはならないと思う。（ほか同意見63件）</p>	
114		<p>パン、米飯、魚介類、肉類、果物類等の事故率が高いものからきちんと検証すべきではないか？本当に個別の食品に関しての危険を論じるのであれば、事故件数の多いものから順にすべき。（ほか同意見1件）</p>	
115		<p>窒息事故の問題はその頻度、確率の問題だと思う。例えば、車に乗ってあるいは徒歩でタバコを買いに行き、事故に会い死亡する確率と同じである。程度の問題ではないか。（ほか同意見1件）</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
116	管理 (餅、 飴等 他の 食品)	より多くの事故が発生している餅等は規制していない。こんにやく入りミニカップゼリー・製品のみをやり玉に挙げ、生産禁止等規制を行うのは、過剰な反応であり、公平・公正でなく、おかしい。他にも取り上げるべき食品があるのではないか。窒息事故について、餅・パン・飴等数多くの、食品で事故が起きているにもかかわらず、こんにやく入りミニカップゼリーが殺人鬼のように取り上げられるのはおかしい。単一の製品ばかりが取り上げられるのは、国民の真の理解に結び付かず、十分な注意を促すことができない。こんにやく入りミニカップゼリーを危険とするなら餅も危険な食物であり、食べない方がよいということになる。(ほか同意見 128 件)	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
117		飴等他の食品についても、こんにやく入りミニカップゼリーと窒息事故頻度が同等以上であるならば、注意喚起表示、製品改良等同様の対応をとるべき。 (ほか同意見 40 件)	
118		こんにやく入りミニカップゼリーは他食品と比べて特別に危険なものではないのでは？	
119		飴も餅も団子もピーナツも形のまま口に入るものは同条件なのでは？	
120		餅と比較して、どうなのか？といったデータも公平にオープンにして議論すべき。	
121		餅等と比較しても危険性はきわめて低いというのが客観的な見方と思う。	
122		こんにやく入りミニカップゼリーばかりが批判されているが、昔からうどんや特に餅を喉に詰まらせる事故はあったように思う。少し対応が異常ではないか？	
123		正月に食べる餅が危険ならそちらに力を注ぐべきではないか？	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
124		内閣府もこんにやく入りミニカップゼリーだけでなくその他食品にも「警告表示」の記載を指導しないと本当に窒息事故をゼロにしたいのか信用できない。今後どのように内閣府が餅類メーカー、飴類メーカー、パンメーカー等に「警告表示」を掲載させるか期待する。そうでなければ事故は無くならず、メーカーに対しても公正・平等ではない。	
125		行政が、一メーカーの製品について、販売中止といった指導をするのであれば、今後、食品メーカーで、餅・パン・飴等、窒息事故起こす可能性のあるすべて商品に対して、全て同様のパッケージの記載や販売中止の行政指導を公平・公正に行うべき。	
126		そもそも食べにくく、何らかの危険がある食物を規制するならば、筋を噛み切れず喉を詰まらせる可能性がある肉、骨が刺さる危険がある魚は全て規制すべき。	
127		何故こんにやく入りミニカップゼリーのみ規制のターゲットにしているのか非常に疑問である。福島瑞穂消費者担当相は（形状など、いろいろなものの改善も必要かもしれない）と述べているが、実際の事故件数で、詰まらせた食物を詳細に比較検証して、今後はどうしたらよいかを検討してほしい。	
128		こんにやく入りミニカップゼリーだけでなく、餅、飴、パン、ご飯など喉詰まりの可能性のあるものは同様に規制をすることが公平。	
129		同程度の飴も含め、餅等、それ以上に高い確率で窒息事故が起きる可能性のある食品への規制はなされず、特定の食品のみ規制するのはおかしい。	
130		こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息事故は、他の食品による事故と比率が同じようなので、企業側の責任ではない。	
131		飴も同程度の危険とのことだが、飴に関して製造禁止の議論がなされた記憶はない。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
132		餅は日本文化であるから該当しないのはおかしい。	
133		こんにゃく入りミニカップゼリーの表示は、もっと、他の食品と同じような扱いをして欲しい。	
134		今回の試算をベースにこんにゃく入りミニカップゼリーの規制を検討するのであれば（試算の信憑性に問題はあるが）こんにゃく入りミニカップゼリーより事故頻度が高いとした餅を規制するのはもちろん、同程度の飴も規制しなければ公平とは言えない。（ほか同意見1件）	
135		餅にリスクがあると判断し、高齢者や幼児に対し与えないこととなるのは長年の食文化からみておかしい。	
136		餅による窒息事故もよく聞くが、それによって餅を食べないという選択肢を日本人はもてるのだろうか？疑問だ。	
137		報道によれば、窒息事故の頻度は、餅の方がはるかに多いと聞くが、餅メーカーが製造自粛した話は聞いたことがない。	
138		餅がのどにつかえる危険性があるからといって禁止することはできない。	
139		老人が餅等をのどに詰まらせて亡くなるケースがあるが、餅の場合はありがちな例という受け止め方で認知されており、社会問題になったという話は聞かない。	
140		昔からお正月に『餅』を食べるときは喉に詰まらせないように注意して食べなさいと親に教育された経験が日本人なら誰しも持っているはず。危険性が高いから餅を作ったり、売ったりしてはいけないというのは間違っている。	
141		餅を食って死ぬ人がいるから、餅を作るのを禁止するのか？	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
142		広く一般に流通する食品の規格を統一や管理をしても、時間や習慣の変化の上では、新たな問題点が露呈するだろう。このような時間軸を乗り越えて民間に伝えられてきている食品に飴、餅がある。これらとこんにやく入りミニカップゼリーが同列であるとか、柔らかさが違うとか、喉詰り率が多いとか少ないとか、これらすべてに管理の枷をはめ込まないと法治国家が立ち行かないのか？	
143		「こんにやく入りミニカップゼリーは餅とは違う」というのならば、せんべいを食べさせて死亡した場合、せんべいの責任にするのか。多分しないだろう。	
144		危険があれば規制するという考えも分からないわけでもないが、一番事故率が高いとされた「餅」にしても、これだけ日本人の食生活に入り込んで食されてきた歴史を鑑みると、窒息死亡事故の危険性を超える価値を日本人は認めてきたといっても過言ではなく、「餅」の窒息死亡事故率程度であれば規制の必要性はない。	
145		こんにやく入りミニカップゼリーは社会に広く認知されるようになり、摂取経験が他の高リスク食品より少ないことは確か。	
146		餅、パン、米飯等日常的に食べているものは規制できるのか。矛盾を感じる。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
147	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーは安全)	現状で十分。窒息リスクが飴と同程度であれば、特別な規制はいらない。 (ほか同意見 3 件)	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
148		日本の固有の伝統的なこんにやく製品由来の商品は信頼している。	
149		こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息死の報道を受けても、私は問題がないものと判断し、購入を継続している。	
150		普通に食べるには何の問題もない。	
151		注意して食べれば何ら問題ない。小さい小児・高齢者は切って食べるとかやりようはたくさんある。(ほか同意見 1 件)	
152		窒息事故の頻度も非常に少なく、餅を食べる時と同じように注意して食べれば、全く問題ない。	
153		こんにやく入りミニカップゼリーは、菓子としても広く認知されており安全対策も実施されているので問題ない。食べ方の認知度も深まっている。(ほか同意見 1 件)	
154		改善しているので問題ない。他の食品よりも対策を行っている。(ほか同意見 1 件)	
155		子供に与える際、親が注意すれば問題ない。長年、子供と一緒に食べ続けてきた「安全な」食品である。(ほか同意見 7 件)	
156		窒息事故に対するこんにやく入りミニカップゼリーの影響は少ない。餅等の食品より圧倒的に少ない。	
157	こんにやく入りミニカップゼリーによる窒息死者数を見ても、こんにやく入りミニカップゼリー自身に問題があるものとは考えがたいのでは。		

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
158	管理 (特定の製品・企業を標的にした対応)	<p>こんにやく入りミニゼリーカップがのど詰まりの原因のようになっているが、このことは〇〇様がPL保険で対応できるからと〇〇を支払ったため、その後事故の都度裁判となり、巷でこんにやく入りミニカップゼリーが食物の喉詰まり事故の代表のようになっている。食品安全委員会のQ5の(ケース1・2)に示しているように、ミニカップゼリーの事故頻度が「こんにやく入り」に比較して10倍になっていることから、普通のゼリーに変えても事故は「こんにやく入り」より上昇する。「こんにやく入り」のゼリーは〇〇の〇〇に代表されるように、普通のゼリーに比格して高価で、その購入者も18～50歳位の女性が圧倒的に多く、むしろ普通のゼリーにすることで購買層の年齢が広がり、事故率はグリーンと上昇することになる。まず、世間にこんにやくゼリーよりも普通のゼリーでの死亡率が高い事を公表し、いかに食べ方に問題があるかを認識させることが重要ではないか。先のこんにやくゼリーメーカーの製造一旦中止報道の時に、どれだけの消費者からの反響があったかは行政側もマスコミも認識したはず。その内容は、小さい子供に食べさせる方が悪い。こんにやくゼリーが無くなるかもと買いために走り店頭より直ぐに消えた。本当にこんにやくゼリーは「悪い」、「危ない」商品なのか? ごく一部の方のエゴで問題を大きくし、悪い者に仕立てているのではないか。メーカーが限定されているから死亡者の声が届く、気持ちのもっていき場があるからだ。</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
159		<p>食品による窒息は過去からも厳然として存在したにもかかわらず、これまで大きく取り上げられなかったのは原因の特定が困難だったため。それを今回のみ食品を特定してしまったのは拙速以外の何ものでもない。</p>	
160		<p>窒息事故増加の背景には高齢化が考えられている中で、特定の食品にのみ限定しての検討は無意味ではないか。</p>	
161		<p>統計によると一番少ないこんにやく入りミニカップゼリーだけが危険とはいかがなものか?</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
162		一連の窒息事故も不慮の事故であり、一概にこんにやく入りミニカップゼリーが全て悪いというわけではない。	
163		反対する方々は、特定な意見を持っていると感じる。	
164		ある製品だけを規制することは、責任を果たせない愚かな人間のクレームに国が屈したということを世間に認めること。その辺を十分に認識して検討、廃案願う。	
165		事故の原因となる食物が多種あり、何故こんにやく入りミニカップゼリーのみを規制のターゲットにしているのか非常に疑問。	
166		餅は規制されず、こんにやく入りミニカップゼリーだけが規制されるのであれば、規制する側に何らかの恣意的な考えがあるのではないか。	
167		本当に個別の食品に関しての危険を論じるのであれば、事故件数の多いものから順に論じる等すべき。そうでなければ、一部業界からの圧力や、利権が絡んでいるとしか感じられない。	
168		責められているのはこんにやく入りミニカップゼリーだけで、他の食品については全く責められていないし、規制等の話も出ていない。	
169		餅の方が事故が多いはずだと思っていたが、新しい商品だからという理由だけで商品を消そうとしているように見え、怒りを感じていた。	
170		限定して規制する根拠について、当初から説明がなく、野田前大臣、福島大臣の発言からも聞いたことがない。	
171		当該製品が消費者の健康増進に与える恩恵、類似事故防止に対する企業努力をも無視した暴論でしかない。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
172		特定のものを矢面に上げてただ非難するのは、問題の本質、本当の危険性を見落とすことにつながる。軽率だ。	<p>いただいたご意見については、本評価を要請した諮問元の消費者庁にお伝えします。</p>
173		事故が起こった当初、南関東の方で学校給食のパンによる窒息事故が報道されたが、1週間ほどでその報道もなくなり、こんにゃく入りミニカップゼリーだけが取りざたされているような気がする。	
174		評価内において、こんにゃく入りミニカップゼリーについてとりわけ多く議題として上げられているように感じる。飴類等は不特定多数の商品が対象となるが、「こんにゃく入りミニカップゼリー」と記載されると、一般的な知名度から特定の商品が対象とされる点に疑問を持った。	
175		今回の検討は意味がない。審議するのも馬鹿馬鹿しい。消費者をナメるな。本来、常識で判断されるべき、このような些細な問題に、公的機関が介入し税金を浪費していることに、強い怒りを覚える。このような審議に公費と時間を費やすこと自体がナンセンスとしか言いようがない。 (ほか同意見2件)	
176		今回の審議結果報告では一番多く発生している餅による窒息事故が減るとは思えない。	
177		一連の評価・分析・対応は、根本的な解決の一助となるのか。	
178		『中立公正な立場から科学的な評価を行った』とあるが、2009年4月27日の内閣総理大臣からの要請自体からこんにゃく入りミニカップゼリーを主体とした評価要請となっており、中立公正とはいえない。	
179		窒息事故頻度は「ミニカップゼリー」>「こんにゃく入りミニカップゼリー」だが、なぜこんにゃく入りミニカップゼリーに焦点を当てているのか分からない。後に引けない評論家がいるからか？政治的アピール？いろいろ考えてしまう。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
180		<p>メーカー叩きだ。行政の無知な行動と判断には憤りさえ覚える。弱いものを叩く形になってはいけない。風当たりが強すぎる。野田大臣の人気取りに利用されたメーカーは可哀そう。一つの企業だけを叩くのはいかなものか。一企業がパフォーマンスの餌食になるような見苦しい行動は許されるべきでない。人気取りに翻弄される政治家主導により間違っただ判断が下されることのないようお願いしたい。中傷を受けてかわいそうだ。企業に対して弱いものいじめのような圧力にも感じられ、激しく憤りを感じる。リコールを出した〇〇や〇〇、死亡事故を出した煙突型ストーブの会社は制裁なしなのに、何でこんにやく入りミニカップゼリーの会社だけがいつまでもいわれる。内閣の方はこの会社を潰したいのか？（ほか同意見 10 件）</p>	
181		<p>福島議員の取った行動は、こんにやく入りミニカップゼリー＝特定銘柄の「〇〇」であり、一企業だけへのバッシングにしかみえない。こんなことが許されるべきではない。同様に飴業界、餅業界の各企業へも行動をとったようには見受けられないし、信じられない行為であると思わざるを得ない。</p>	
182		<p>こんにやく入りミニカップゼリーを製造している会社は間違っただ報道で多大な損害がでているため、それを回復させようと様々な努力を行っているが、天の一声により意味のない信頼を失っている。</p>	
183		<p>不況の折、規制がその会社に働く社員及びその家族の生活を脅かしていることは考えないのか。</p>	
184		<p>スケープゴートの判断はそれに関わる特定の企業にとって死活問題になりかねない。このような動きをするのであれば、そこまで責任を持って対処すべき。（縦割りの考えだけでのジャッジについて、ある意味恐怖さえ感じる。）</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
185		窒息事故率の高い「餅」等の食品があるにもかかわらず、こんにやく入りミニカップゼリーに関してはとりわけ〇〇1社が独占状態であるからこそ、叩かれやすいのだと考えるが、政府が、特に注意喚起を怠ったわけでもない民間企業を危機に立たすような、こんにやく入りミニカップゼリー生産不可の判断を下してもいいのか？	
186		地元の企業でもあり、「死活問題」となっているこの件がとても気になる。	
187		群馬県はこんにやくを全国の90%以上を栽培している。こんにやくは群馬県の特産品のひとつ。上毛かるたにも「ねぎとこんにやく下仁田名産」がある。 (ほか同意見1件)	
188		どう見てもいいがかりだと思う。	
189		餅等是不特定多数で作るイメージだが、こんにやく入りミニカップゼリーは会社が特定できるので、ぶつけようのない思いをぶつけているようにしか思えない。それは社会として健全ではないのでは。	
190		こんにやく入りミニカップゼリーの市場規模は飴や餅に比較すれば小さいので、そんなもの無くなってもかまわない・・・と知っているように思う。	
191		事故頻度が飴以下と分かったかった以上国からはっきりとメーカーに詫び(あたかも危険食品のようなイメージをつけられつづれそうと聞いている)、公表するべき。	
192		〇〇の「〇〇」は、群馬県特産のこんにやくを使用しているので、整腸作用はもちろん消費者のニーズに合点している商品。海外製品が多く輸入されている中で、日本の地方企業が地道に地場の食材(群馬県特産のこんにやく)を使用し、生産、販売している現実にもっと注目し、後押ししてほしいと日本人として率直に感じた。	
193		地元の特産品を売りにしている企業を守る事も不況の中で大切なことだ。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
194		最近、食に関する報道が増え、その中で犯人扱いされた食品を扱う関係者には風評による甚大な損害が発生した場合も多々あると聞く。	
195		自己責任において厳重なコンプライアンスを前もって実施することも大切だが、野田氏の発言から〇〇を誘致している自治体を狂わし、その自治体における経済で生活する市民や、こんにゃく入りミニカップゼリーを普通に食べている多くの消費者に大きく影響した。これからも、このような事故が起こるとしても、あそこまで発展させることはなかったのではと思う。お粗末としかいいようがない。	
196	管理（対応が過剰・異常である）	窒息事故が多いからといって商品の販売自粛は行き過ぎ。商品自体を販売中止にする対策はおかしい。食べられないよう規制するというのは、あまりにもあさはかでは。（ほか同意見3件）	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
197		窒息事故が起こると食品のせいにされがちだが、人間が生きて行くには食品の摂取は不可欠であり冷静に判断し対処すべき。	
198		マスコミもそうだが何事にも過剰に反応しすぎる。	
199		政府がマスコミの断片的な情報により真っ先に扇動された典型だ。	
200		一般の人に食べるなどというのは過剰反応が過ぎると思う。大人も食べられなくなるのはおかしいのではないか。（ほか同意見1件）	
201		企業側の責任は確かにあるとは思いますが、少しオーバーだと思う。	
202		素直に言って対象が弱いと見ての過剰な反応ではないか。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
203	管理（こんにやく入りミニカップゼリーの販売存続、規制反対、規制・排除以外の対応）	こんにやく入りミニカップゼリーを健康、ダイエット等のため好んで食べている。これからも食べたい。製造・販売をやめないでほしい。この先どのようなようになるのか不安。なくなると困る。 (ほか同意見 125 件)	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
204		こんにやく入りミニカップゼリーと窒息事故との関係は一過性のものに過ぎず、このような評価でこんにやく入りミニカップゼリーがなくなってしまうのは本来あるべき姿ではない。	
205		食品だって需要があれば販売を続けてほしい。	
206		こんにやく入りミニカップゼリー発売当時から、美味しい、すばらしい食感の食品ができたと喜んで食べてきた。	
207		子供も好物であり、食べさせている。子供のころからよく食べていた。 (ほか同意見 17 件)	
208		こんにやく入りミニカップゼリーを嗜好する消費者の選択肢をいたずらに損なうことは魅力的な食品市場にとってマイナスであり、また新しい商品を生み出し経済を活性化しようとする企業のモチベーションをそぐことにもつながる。	
209		餅が大好き。年間死亡事故の1位が餅、2位が飴だったことは寂しい限り。こんにやく入りミニカップゼリー死亡事故のニュースを聞いてから変なマークが付いた。餅も今後はマークが付くのか。危険度何位まではマークが義務化されるのか。何か変だ。餅や飴も大好きでなくなるまいでほしい。(ほか同意見 1 件)	
210		国民が食べたい物を国が規制することが果たしてよいものか疑問に思う。	
211		今やるべきことは規制ではない。	
212	食べ方が難しい、危険が伴うという理由で規制すべきではない。		

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
213		ここまで努力をしている企業に対して、これ以上の規制を要求するのはいかがなものか。簡単に販売終了などにしているのか。（ほか同意見2件）	
214		食品を一つ一つ規制してしまっでは、よい物は生まれなくなる。	
215		窒息事故に起因する食品とは、制約、規制化できるのか。食文化の歴史から安心、安全に食する環境が習慣として作られてきた。	
216		こんにゃく入りミニカップゼリーが原因で窒息事故が発生しているのは事実ではあるものの、こんにゃく入りミニカップゼリーを発売禁止にする等の処置は適切ではない。	
217		国が禁止することだとは思わない。今後もこのように食品に対しての規制が行われることには反対。	
218		危険かもしれないものを「排除」していくやり方ではなく、どうしたら、食べ方によっては危険かもしれないものでも、食べ方を工夫することによって、美味しく安心して食べられるかを伝えていく方がよいのでは。ぜひ、排除ではなく工夫で、改善することを願う。販売中止以外にも何か方法はあると思う。（ほか同意見1件）	
219		一つの食品のみ集中して様々なペナルティーを科すよりは、食品を楽しみにしている人の気持ちも配慮した方向性で判断してほしい。	
220		物性についても問題視されているようだが、私たちが楽しい食生活をおくるためにこれを規制するようなことは止めてほしい。	
221		こんにゃく入りミニカップゼリーだから危険、何々だから危険ということではない。モノを食べることのみならず、生活していく上でのリスクは様々であり、それを知恵や理解をもって対応・解決していくのだ。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
222	管理 (規制は公平公正に)	<p>こんにやく入りミニカップゼリーが大きく取り沙汰され、大きな話題になった。製造会社の代表者（民間人）が、役所で頭を下げているシーンが目につく。しかし取り沙汰されている割には、審議結果案からは、こんにやく入りミニカップゼリーが窒息事故につながる主たる原因ではなく、何も知らない視聴者が踊らされていたように思えてならない。国の関連機関が、マスコミ等の情報に流されず、冷静に、かつ公正な判断をもって、即時指導して頂ける事を切に望む。国の代表する方が、マスコミを助長するようなことは如何かと思う。</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
223		<p>公平な判断をすべき。科学的な判断を望む。公平な審査をお願いする。 (ほか同意見 4 件)</p>	
224		<p>偏った消費者団体の意見ではなく、客観的なデータに基づく冷静な判断を希望。ごく一部の消費者団体の意向が強く尊重されるのは好ましくない。(ほか同意見 1 件)</p>	
225		<p>一部の極端な意見（製造及び販売の全面禁止）が事実上の多数意見と判断されれば、これから先、食品業界に対する風当たりは更に増すだろう。次は「餅」や「饅頭」の業界が標的にされるのではないか。歯止めが効かなくなる前に、冷静かつ公正な判断が下されることを切に望む。</p>	
226		<p>国は、マスコミ等の情報に流されず、冷静、迅速、公平な情報の公開、事態の対応をお願いしたい。(ほか同意見 1 件)</p>	
227		<p>新しい未知の物に対してただ単純な規制は危険な思想だ。単純な規制は更なる規制の連鎖につながるおそれも考えられ、食育の重要性がいわれる今日の実勢と乖離しているものだ。国の方針となれば大きな影響力を持ち合わせる。冷静な判断を下されるよう期待する。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
228		交通事故の危険性があるので、車を造ってはいけないとあらゆるものの生産活動、経済活動を停滞させ、国力の低下にもつながりかねない。こんにやく入りミニカップゼリーを規制するのであれば、車や包丁も規制すること。（ほか同意見3件）	
229		食品による窒息事故に関しては、〇〇で騒ぎになって以来関心を持っている。当時の大臣は、自身あるいは政庁による正確な問題把握もなしに、〇〇の〇〇を一番の問題のように発言していたが。（馬鹿にしているのではなく、当時の騒動があまりにあんまりだったので、不安があった）	
230		食品に対しての異常なまでの安全性を求め、多消費者の意見など考慮もせず、死をもって証明したという少数意見を大きく取り上げ、マスコミや政治を使用し、なかでも当時野田議員曰く「人殺しの食品」とまで言われたことに、非常に憤りを感じ、そして関連経済を著しく減退させた。	
231	管理（企業の責任範囲と取組状況）	企業として物性、大きさ、ミニカップの改善、〇〇製品等、再発防止の努力をしている。（ほか同意見12件）	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
232		食品に関しては、製造過程・材料・品質に企業側は責任をもつ必要があるが、品質に問題のない商品を食した後の事故に関しては責任はない。	
233		今回こんにやく入りミニカップゼリーの事件の問題点として考えられるのは、①ダイエット食品を老人や小児に食べさせた、②冷凍して食べた、③幼児が食べるのに一口で飲み込ませたり、大人が付いていない等の因果関係もあり、一概に企業だけが悪いという問題ではない。	
234		世の中に様々な食品があり、基本的に食品販売を目的にしている業者は、どの商品も悪意を持って作っているわけではない。消費者に喜んでもらえる商品を作ろうとしていると感じる。	
235		〇〇にはこれからも企業努力で食べやすいように改良して続けてほしい。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
236		企業を責めたい気持ちも分からなくもないが、企業の非と社会が認めてしまったら、他にも可能性が無限にある食品事故にこれからどう対処していくのか解決策はないように感じる。	
237		事故に対して万全の対策をたてられれば問題解決とするべき。	
238		窒息事故の責任は当社にないと思う。	
239		不都合があった場合、返品やリコールがあるのだと思う。	
240		事故の起きない商品を作るのが最低限のメーカーの責任だ。健康食として消費者に求められる以上、どの食品（メーカー）にも、100%安全な商品（食べ方等も含めて）を（目指して？）提供すればと思う。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
241	管理（食べるのに困難・危険を伴うという理由での規制）	<p>重要なのは、様々な食物の食べ方を自分で考え、食せるようになる力を養うこと。昔の人々は、加工食品でも、まずは見て、触って、臭いを嗅いで、おかしいな、これは自分には食べられないのでは？と思っただら食べるのを止まっていた。しかし現代の人々はそういった行為をせず、無闇に口に入れてしまうことが多い。それだけ食の安全が守られているということは、素晴らしいことである一方で、先に挙げた食育の観点から考えると、食べ方が退化しているともいえる。日本の多種多様な食文化を守り、食育をはぐくむ観点から、咀嚼機能が弱い人が食べるのが難しいという理由で食品を規制すべきでない。</p> <p>結局、今の子供...人間は甘やかされすぎて、いろいろなものに危機感がないのではないか。話は違うが私は車のチャイルドシートも反対なくらい、まわりもそうだが、子供自身も、危険を察知できるように育たなければならない。それ以前に、こんにゃく入りミニカップゼリーにたどり着く前に、離乳食などでもペースト状のベビーフードでも与えているのではないか？人間が生まれてから自力で食事を摂取できるようになるまでには、親をはじめ大人の指導が不可欠で更に自身の経験も蓄積され安全に食事が摂れるようになる。</p> <p>（ほか同意見 2 件）</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
242		<p>これだけ食の安全を守ろうとする日本に暮らせることは、素晴らしいことだが、食べたい物を食べる選択の自由もなくなり、詰まるからと規制すれば、ますます咀嚼が退化していく。現代の子供は、顎の発達が衰えていることも事実としてあるので、食物の「食べ方が難しい、危険が伴う」という理由で、与えられるものだけ食べることは、食育の観点から考えると、とても怖いこと。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
243		<p>日本には昔から「もちもち」「ぷりぷり」という独特の食感を楽しむ素晴らしい文化がある。魅力的な食感の表現だが、この表現が使われるということは、他の食物に比べると窒息の危険があるということだ。だからといって「もちもち」や「ぷりぷり」の食感が無くなって、咀嚼機能が弱い人に合わせた食品ばかりになっては食文化が廃れてしまう。咀嚼自体は、行うことが脳の活性化に繋がる行為だ。魚に骨があるからといって食べないようなものだ。現在盛んになりつつある食育に逆行する考え方だ。加工食品であっても、様々な食感や食べ方を楽しめる土壌を培うべき。食育の観点からして、食べるのが難しいという理由で食品を規制すべきではない。食べることは大切なことだ。色々な味や食感など食べることから学ぶことが沢山ある。</p> <p>(ほか同意見 2 件)</p>	
244	管理 (規制により食べる物がなくなるのでは)	<p>窒息事故の起きる可能性のあるもの全て排除するならば、その他の残る食品は何であろうか。窒息事故に起因する食物はたくさんあるが、それらを製造中止や販売自粛等するといった政策はナンセンス。すべての物に規制をかけたり、製造中止処置を行うようなことがあれば、食べるものが無くなってしまう。(ほか同意見 1 件)</p>	<p>リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。</p>
245	管理 (規制により食べる物がなくなるのでは)	<p>もし食品摂取による窒息事故の危険性・リスクを「ゼロ」にするには、全ての食品を流動食にしなければならないが、非現実的。人は食べていかないと生きていけないし、また、美味しいものも食べたいというのも人が本来持っている性と、一方で窒息したくない・死にたくないという当然の考えのもと、我々が現実的にできる対応としては、窒息の危険性が高い食品の知識を広く得て、相応の注意を持って食べていくしか方法はない。(ほか同意見 1 件)</p>	
246		<p>窒息リスクを回避するために規制するというのであれば、窒息事故原因発生件数の上位にあるものは全て規制されるべきであるし、完全に回避するのであれば「粥」や「スープ」だけを食せという話になってしまうのではないか。</p>	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
247		今後、これは危険だからダメ、ダメとなり嚥下障害者の流動食や栄養成分の点滴のみといった社会になりそうで怖い。食べることは楽しいこと。これが無くならない社会が必要。	
248		窒息だけにかかわらず、魚の骨でも死ぬのでそんなことをいっていると何も販売できなくなるのではないかと？	
249		食べるという行為は命がけだ。高齢者は粥でさえ肺に入り、亡くなる。	
250		女性委員が「飴程度の危険性で販売を禁止するのであれば全てが流動食になってしまう。」といていたが、これが普通の意見では？	
251	管理 (こんにやく入りミニカップゼリー規制に賛成)	食品の安全に関わることなので、何らかの規制は必要と思う。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
252		メーカーにはきちんと指導をし、安全性の確認をさせることは必要だと思う。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
253	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの形態)	包装も小さくできるといいが、ゴミがたくさん出たり、加工のエネルギーが環境によくないのであれば、もっと大きく包装し家庭でカットするようにすればよい。しかし、家庭ではそれぞれの判断に任せるので、小さくカットしてもらうためにも危険性を十分に分かっておく必要がある。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
254	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの形態)	子供・老人用ゼリーは一口でポロンと口の中に入らないように、注ぎ口みたいに一部分しか開いてなくその部分を吸うように口へ入れるようにするとか、カップ形式からチューブ形式のこんにやく入りミニカップゼリーに変えてみるとか色々工夫をしてみるのも一つの手。	
255	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの形態)	細かくする等、形態等を改善すればよい。死亡事故につながっている製品なので、大きさや硬さの改善を求める。大きくして、スプーンで食べればよい。 (ほか同意見4件)	
256	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの形態)	〇〇もあるが、割高になり手が出せない。	
257	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの形態)	〇〇ではつまることまもないと思う。	
258	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの名称)	こんにやく入りゼリーはそもそもゼリーの範疇に入るものではなく、名称自体改善させるべきものである。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
259	管理 (こんにやく入りミニカップゼリーの販売方法)	菓子コーナーに置いた店舗にも注意が必要。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
260	管理 (注意表示)	記載されている文字が小さかったり、漢字が多いと子供も読むことが出来なかったり、目の悪い老人の方などは見にくいので、大きくはっきりと分かりやすく書いてあるほうがいい。あと、イラストなどを使用して注意を促すのも分かりやすい。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
261		売り手が「買わないでください」とラベルに表記しているような今の異常な売り方ではなく、買い手に対しての注意の呼びかけや対処法など、目につきやすい形での表現、広告をする方が優先ではないか。	
262		安全性等の『表示内容』の程度をどこまで引き上げれば『事故』がなくなるのか？例えばタバコのパッケージのように「危険性」が有るとでも表示したら事故はなくなるのか？	
263		タバコのように危険性を周知すべき。	
264		食品以外の要因（年齢）による影響の方が大きいことを考えると、誤嚥の危険性がある全ての食品のラベル等にその旨を表示することは現実的ではない。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
265		こんにやく入りミニカップゼリーのみ、食べないで下さい等の表示を行うこととされている。こんにやく入りミニカップゼリーだけが危険であると誤解を与えかねず、適切ではない。その他窒息事故頻度の高い商品に「窒息の可能性があるので絶対に食べないでください」と警告表示されている食品は見たことがない。 (ほか同意見 14 件)	
266		現に正月に餅を喉に詰まらせ亡くなる高齢者は後を絶たない。飴玉や餅は昔からある食物で認知度があるから警告マークを付けなくてもよいということならば、こんにやくも昔から食べているし、リスクも飴と同程度であるならば警告マークは不要になると思う。	
267		企業側で窒息についての注意書きを入れるべきということであれば、窒息する可能性のある食品はすべて義務化して欲しい。	
268		窒息事故に係る食品については、食品自体に注意喚起を明記すべき。	
269		パッケージに注意書きが大きく記載されており、事故防止に有効な対策を実施している。注意表記の義務付けで十分である。注意表示をする等の柔軟な対応をしてほしい。表示もされており、消費者の立場に立った商品である。 (ほか同意見 15 件)	
270		「餅」も含めて製造・販売禁止ではなく、商品の注意事項欄に注意書きすれば、問題ない。	
271		死亡原因の上位を占める物を全部販売できなくするわけにいかないの、注意書きをして注意喚起する程度のものでいい。	
272		高齢者や幼児が食べる際の注意書きをする等の対策で十分なのではないか。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
273		当社は暴飲により健康を害するおそれのある洋酒を扱っているが、注意書きをする以上に対策を打つ義務はない。政府が指導するとすればそこまでが限界だと思う。この判断は今後の食品製造、販売に対する大きな指針になるもので、軸のぶれない正当な判断をお願いする。	
274		注意喚起表示をしているのに、事故再発により、製造メーカーが製造自粛に追い込まれるのは、少し納得がいかない。	
275		特にメーカー製品については正しい摂取方法等の明記がなされているのであれば、販売を法的に禁止、制限をするべきような内容ではない。法律で規制すれば良いということではない。（ほか同意見2件）	
276		（こんにやく入りミニカップゼリーなど）アレルギー表示をして販売している「そば」等とどこが違うのか。	
277		注意して食べるようにという注意書きはあったほうがよい。注意を促すのは賛成。生産者側が危険性を表記することは重要。（ほか同意見4件）	
278	管理 （関係機関の役割について）	消費者庁やPL法は、火を吹いたテレビなど、庶民が知識を持ち得ない次元の製品不良から一般市民を守るためにあるべき。小さな一食品メーカーを攻撃するためのものではない。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
279		消費者庁ができ、国民が生活の中で安心でき、泣き寝入りしていた面も解決できるようになり、よくなっていると思うが、本当の悪を見極めて指導してもらいたい。売名行為・パフォーマンスとして政治利用するのは見苦しく感じる。	
280		消費者庁の設置が、消費者を守ることが前提ならば、こんにやく入りミニカップゼリーの規制の前に、汚染米や中国の輸入食品等、また、産地・消費期限の改ざん等、国民の食に対する問題が山積みである。この不安をまず払拭し、国民の食の安全を守ってほしい。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
281		世の中にはもっと危険で改善すべきことがあるのではないか。	
282		食品安全庁設立との報道もあったが、政府及びその機関の方々には目的を見失わないでほしい。本当にやるべきことは、消費者から責任を問われないよう規則を設けてリスクを民に返すことではなく、事故を1件でも減らし続けることができるよう継続的に活動すること。規制・規定も大事だが、消費者に無用な不安を与えるようなものや企業の自由な経済活動を妨げるような行為とならないよう、安全な食環境実現への取組をお願いする。	
283		商品の危険性予知を誰が責任をもってやるのか。一々許認可制にして販売製造を進めるのか。	
284		内閣府と食品安全委員会が、良識を発揮し、食文化とメーカーの営業権を守ることを期待。	
285		食品安全委員会は粗悪な商品等に目を光らすべきだと思う。それこそが消費者が安心できることだと思う。	
286	情報（食品による窒息事故の経験）	これまでにこんにゃく入りミニカップゼリーを詰まらせたことがない。危険性を感じたことがない。安全性に問題はない。周りではこんにゃく入りミニカップゼリーでは一度も窒息したと聞いたことがない。（ほか同意見12件）	情報のご提供ありがとうございました。
287		冷凍して食べるのが気に入っている。凍らせて食べることが多い。凍らせるとおいしい。凍らせてじやりじやりと噛んで食べれば窒息のおそれはない。（ほか同意見2件）	
288		冷蔵庫で冷やしたこんにゃく入りミニカップゼリーが好きだ。	
289		こんにゃく入りミニカップゼリーをゼリーと同じ感覚で口にした時、のどをつまらせそうになった。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
290		子供の頃、飴玉を飲み込みかけ喉に引っかかり一時的に呼吸ができなくなったことが一度ならずある。(ほか同意見1件)	
291		餅を詰まらせたことがある。	
292		どんな食物を食べても詰め込みすぎれば息が出来なくなることあるし、逆に私の場合は、詰め込みすぎでの窒息はなかったことがあるが、飴や餅、ゼリー等で窒息しそうになったことはない。	
293		焼芋を食べさせた時に喉に詰まらせそうになったことがあるので、前から気をつけてはいたが、更に気をつけるようにしている。おにぎりの海苔が喉に張り付いて窒息しそうになったことや、飴を詰まらせそうになったという友人の声も聞いたことがある。	
294		高齢者が餅や肉を詰まらせて窒息した話は周囲でよく聞く。	
295	司法判断	この問題で司法が判断を下す事態になれば「食品業界」全体の危機になってしまうと思う。	リスク管理措置に係るご意見については、担当の消費者庁にお伝えします。
296	報道	死亡事故が起きるとその商品を危険な食品として取り上げ、それを排除しようとするマスコミ・報道機関は問題。マスコミが騒ぎすぎである。何か事あることにメディアが騒ぐことに違和感。報道の仕方に問題がある。(ほか同意見4件)	ご意見ありがとうございました。
297		マスコミ等の風評によって新たな独創性のある商品の販売が阻害されることは健全な経済活動の促進及び社会の発展において著しく不健全な事態。	
298		マスコミの報道は正当なものなのだろうか。今望むことは、偏った報道ではない。(ほか同意見1件)	
299		メディアが事故を紹介すれば、それを鵜呑みにして購入しなくなってしまう。「心配ないですよ」とメディアで呼びかけて欲しいくらい。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
300		餅や、その他の食品の方が窒息事故が多いということもなかなか報道されていないので、誤解も招きやすいのでは？	
301		こんにゃく入りミニカップゼリー対しては他の食品と比較して報道している感じがする。	
302		食品による窒息事故でこんにゃく入りミニカップゼリーが突出して件数及び比率が高いのか一般の報道では明確にされていない。	
303		重要なことはこんにゃく入りミニカップゼリー＝危険という構図が統計的数値的に正しい根拠に基づいているか否かであり、マスコミ等もこの点を深く掘り下げ、社会的により正しい認知の形成に努める必要がある。	
304		アイデアで日本古来の食品が形をかえ、低カロリー食となっているのは好ましいのに、窒息事故のイメージばかりが報道され、あたかも害のある食品のように消えていくのは忍びない。	
305		マスコミの報道が正当なものなのかが評価されているのかわからない。	
306	感想等	審議結果案から、餅や米飯類をはじめとしたその他の食品も十分危険であること、こんにゃく入りミニカップゼリーだけがとても危険なものではなかったのかと感じた。	ご意見・情報のご提供ありがとうございました。
307		確かに高齢者等には危険な食品となると思う。	
308		当初「こんにゃく入りカップゼリー」の事故を問題に感じたが、その後、自分で得た情報および今回の「評価書案」のデータを見る限り、一連の「こんにゃく入りカップゼリー」の危険を伝える動きは国民に正しい情報を伝えていないと思った。	
309		餅の方が症例が多いこと等を知ることができた。	

No	分類	御意見・情報の概要	ワーキンググループの回答
310		審議結果案を見て、以前から〇〇よりも餅や飴の窒息事故が多いというのは聞いていたが、審議結果案の数字を見て身近な食物で起こることを知った。	
311		食品が原因の窒息事故で年間4,000人もの方々が亡くなっていること知った。食品で亡くなることは悲しいこと。食は人にとって大切なものであり、私にとっては「食べる＝幸せ・楽しみ」。楽しみだからこそ、痛ましい事故は無くさなければならないと感じた。今回貴委員会が発表した窒息事故に関するリスク評価については、注意する食品がどれなのかが判った。	
312		餅、米飯、パンが窒息して死亡する件数が多いのに驚いた。パン、肉、魚、米飯でも窒息事故を起きていることに驚いた。それに比べてこんにゃく入りミニカップゼリーの窒息死亡件数は極めて少ないことが判った。(ほか同意見1件)	
313		餅の誤飲で亡くなる方がこんなにも多いことに驚いた。	
314		食品による窒息事故としては、高齢者の餅での事故をよく耳にするが、他の食品でも多くあることはあまり知らなかった。	
315		マスコミの影響か、こんにゃく入りミニカップゼリー誤嚥について耳にする機会が多く、このテーマに興味を持った。	
316		いろいろな意見があると思う。 (ほか同意見1件)	
317		現代社会は飽食の時代といわれ、いろいろな食品が出回っていて、身体によくないものがあるかもしれない。	
318		今回のこんにゃく入りミニカップゼリーによる幼児、高齢者の窒息死亡事故遺族の気持ちを考えると心苦しい。亡くなった方は大変お気の毒。(ほか同意見12件)	